

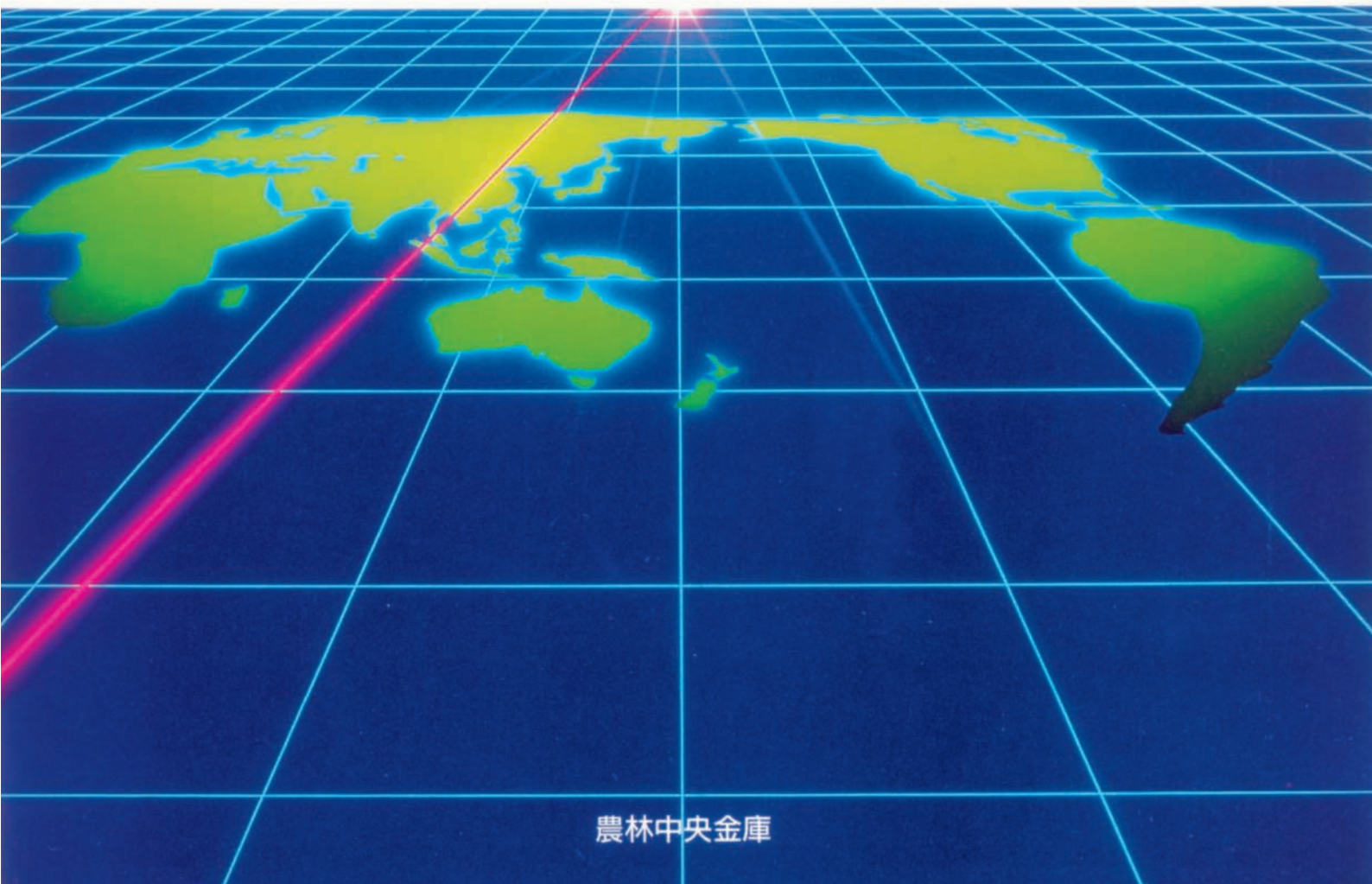
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2008 **4** APRIL

中国における農村金融改革

- 中国農村信用社改革の評価と農村金融改革の課題
 - 中国農村金融自由化の背景と可能性
 - 現地にみる中国農村金融改革とその課題



「上海から来た先生」の涙

3月2日に放映されたNHK「激流中国 上海から先生がやってきた」では、経済成長の陰で貧困にあえぐ農村部を救おうと乗り出した若者の姿が伝えられた。

上海の名門大学に通う女子大学生が、外資系企業からの就職の誘いを断り、1年間寧夏回族自治区の学校のボランティア教師として赴き、貧しい農村部の現状を目の前にする。

具のない饅頭だけの食事と二段ベッドに6人がすし詰めで寝る寄宿舍で1週間を過ごす生徒たち。成績が落ちてきた女子高校生は病気の母親のために昼休みに自宅に戻り家事をこなしていた。その弟は、母親の治療費のための借金の返済と、大学進学希望を持つ姉のために自らは進学をあきらめ、出稼ぎに出る。早朝暗い時間からまだ入室できない教室の窓の明かりを頼りに、進学を夢見て厳寒の戸外で懸命に教科書を音読する高校生たち。一方で多くの中学卒業者が都市への就職のため集団でバスに乗り込み、こらえきれない涙で見送りにきた家族と別れを告げる。

彼女はこの厳しい農村の現実を初めて自分自身の経験として知り、「自分にはこの農村の若者たちを救う力がない」と涙する。また、同地区には彼女のほかに12人の大学生が派遣され、この支援プロジェクトにはこれまで10万人の都会の若者が参加したという。

中国共産党と国務院は毎年初めに、その年の最も重要な政策課題と位置付けるものを「中央1号文件」として発表する。1月31日、「農業インフラ整備の強化による農業発展と農民増収の促進に関する若干の意見」が2008年1号文件として中央農村工作領導小組弁公室の陳錫文主任によって公表された。農業問題が1号文件として取り上げられるのは04年以来5年連続であり、「三農問題」を最優先課題とする姿勢が強く示されている。

この中には農村の義務教育レベルの向上を図るための教科書の無償提供や経済困難家庭の生徒の寄宿生活費への補助基準の引上げも具体策として掲げられている。また、農村金融体制の改革と刷新の加速についても言及され、結びの部分では「農業の基礎を強化し、農村発展を加速することは全社会の共同責任事項である」と謳っている。

農村人口が6割(7.5億人)を占める国において、農村部の発展なしに国民の幸福は得られない。また、中国農村部の経済発展が世界経済に大きなプラス効果を与えることは言うまでもない。

翻って、わが国の風潮はどうか。豊かな農山村を実現し維持していくことが全社会の共同責任である、という意識はあるか。「市場原理」という紋切り型の言葉の裏に、本当に大事なことを真剣に一人ひとりが考えるということが忘れられているとしたら、心豊かな国とはほど遠いものになってしまうだろう。人はみな幸せに生きる権利を持っている。

今月は中国農村金融の特集号とした。地域の発展、民衆の生活向上に金融の役割は大きい。ダイナミックに進められる中国農村金融改革は多くの示唆を含んでいる。

((株)農林中金総合研究所 常務取締役 岡山信夫・おかやまのぶお)

今月のテーマ

中国における農村金融改革

今月の窓

「上海から来た先生」の涙

(株)農林中金総合研究所 常務取締役 岡山信夫

中国農村信用社改革の評価と農村金融改革の課題

中国国務院発展研究センター 農村経済研究部 部長

韓 俊(Han Jun) — 2

農村活性化のカギを握る資金供給の拡大

中国農村金融自由化の背景と可能性

阮 蔚(Ruan Wei) — 16

蘇州市・江西省における事例から

現地にみる中国農村金融改革とその課題

石田信隆 — 32

『農林金融』創刊の思い

談 話 室

(株)農林中金総合研究所 代表取締役社長

大多和 巖 — 30

外国事情

米国における投資信託の成長と日本への示唆

鈴木 博 — 45

情勢

農協における農業関連事業損益の現状と課題

尾高恵美 — 53

統計資料 — 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

中国農村信用社改革の評価と 農村金融改革の課題

韓 俊 (Han Jun)

< 中国国務院発展研究センター 農村経済研究部 部長 >

〔要 旨〕

- 1 農村信用社は中国の金融システムの重要な構成部分であり、50年余りの発展の歴史を持ち、これまでに何度も改革が行われてきた。この数年来、農村信用社の改革は新たな高まりをみせている。本稿では新たなラウンドの農村信用社改革の成果について総合的な考察を行い、農村信用社の改革深化の核心及び問題点を分析するとともに、中国の農村金融改革が直面している主な課題について整理し、今後の農村金融改革の基本的な筋道を明確にしたい。
- 2 筆者は、適切なコーポレートガバナンスを備え、「三農」(農業、農村、農民)に効率的なサービスを提供することが農村信用社改革の全体目標であると考え。しかし現在、農村信用社改革で得られた成果の多くは財務構成の改善に限られ、しかも農村信用社の財務状況の好転には大きな政策的要素が含まれている。新たなラウンドの農村信用社改革において、資金サポートにより、農村信用社の財務構成が改善されたのは誰の目にも明らかだが、こうした改善が持続可能性を持つのか、あるいはコーポレートガバナンスの不備及び内部者によるコントロールといった問題が効果的に解決できるかどうかは、今後長い時間をかけて検証していく必要がある。
- 3 農村信用社改革を詳しくみると、長い間効果的な解決が得られなかったのは農村信用社の財産権問題とコーポレートガバナンス問題であり、財産権の曖昧さ、コーポレートガバナンスの不備が改革のネックとなってきた。さらにもう一つの問題は、「三農」へのサービス提供の面で顕著な改善が得られず、農村信用社に「三農」への支援を弱める傾向が強く見られることである。
- 4 農村信用社改革の核心はコーポレートガバナンスを整備し、これを踏まえ地域密着型金融機関の要求に従い、農村信用社の機能の新たな位置付けを行うことだと考える。また、農村信用社に頼るだけでは、「三農」への効果的なサービス提供という問題を解決することができない。農村金融システム全体に着目し、「三農」に真のサービスを提供できる一層完備した、活力ある農村金融システムの構築を目標として、全面的な農村金融改革を推進しなければならないと考える。
- 5 次の段階の農村金融改革の重点は、競争メカニズムを導入し、農村金融に対する規制を緩和すること、農村への貸付資金の投入を増やし、農村の金融商品とサービス方式を刷新すること、農村金融の発展環境を最適化し、農村金融システムの安全かつ効果的な運用を保証すること、である。

目 次

はじめに

1 農村信用社改革実験のプラン設計と

改革の進展

(1) 新たなラウンドの農村信用社改革の プラン設計

(2) 農村信用社の実験改革についての評価

a 財務諸比率等の改善

b 省級聯合社のあり方

2 農業の特徴と農民の需要にマッチした 農村金融サービス体系の確立

(1) 競争メカニズムの導入と農村金融に 対する規制緩和

(2) 農村での貸付資金の投入増と金融商品 とサービス方式の刷新

(3) 農村の金融環境最適化と農村金融 システムの安全・効果的な運用保証

はじめに

農村信用社は中国金融システムの重要な構成部分である。近年、国有商業銀行の大規模な機構縮小に伴い、農村信用社は農村の貸付市場で独占的地位を占めるようになった。

半世紀このかた、農村信用社は何度も改革を繰り返してきた。1979年に中国農業銀行が復活した後、農村信用社は正式に農業銀行の末端機関となった。さらに80年代初期から90年代中・後期にかけて、農村信用社の「3つの性」、すなわち組織面の協同性、管理面の民主性、経営面の弾力性が回復を見せ始め、1996年には農業銀行から正式に切り離され、中国人民銀行の管理に委ねられた。

以前の農村信用社改革は基本的に上級機関が支配権を握るものであり、農村信用社を徐々に「官営」の末端金融機関に変えていった。この過程で、財産権構成に重大な欠陥が生じた。その背景としては、農村信

用社の経営が厳格に上から下への指令的計画に従って行われ、農村信用社の預金・貸出金利と与信規模も制限を受けたことがある。また、内部の適切な統制・奨励メカニズムを欠いたため、農村信用社は信用資産の質が低下し、不良債権比率が高止まりし、経営赤字が日増しにひどくなった。2003年、全国の農村信用社の債務超過額は3,300億元余りに達し、自己資本比率が8.45%、純資産が1,217億元で、不良債権額は5,147億元に達し、不良債権比率は36.9%を占めるに至った。

まさに農村信用社の発展が行き詰まりを見せた時、新たなラウンドの農村信用社実験改革案が2003年に打ち出されたのである。新たなラウンドの農村信用社改革の一般的要求は「財産権関係を明確にし、統制メカニズムを強化し、サービス機能を強め、国が適度に助成し、地方政府が責任を負う」ことであった。プラン設計に基づき、人民銀行は特定目的手形と特定目的貸付(農中総研注)の方式を通じ、農村信用社の改革を資金面でサポートした。この改革の目標は資金サポート

等の政策的措置を通じ、農村信用社が財産権関係の明確化、財務状況の好転、コーポレートガバナンスの完備、「三農」に対するサービス機能の強化を実現するよう導くことであった。

2003年の改革の第1次実験地区は吉林、山東、江西、浙江、江蘇、陝西、貴州、重慶の計8省（市）であった。さらに2004年8月、改革実験が他の21省（自治区・市）に拡大された。

本稿の研究目的は、新たなラウンドの農村信用社改革の成果について総合的な考察を行い、そのうえで農村信用社の改革深化の核心及び問題点を分析するとともに、中国の農村金融改革が直面している主な課題について整理し、今後の農村金融改革の基本的な筋道を明確にすることである。

（農中総研注）特定目的手形、特定目的貸付とは、今回（03年から）の農村信用社改革において中央政府によって行われた財政支援策の手段であり、各農村信用社の実質返済不能額の50%について行使された。具体的には中央政府（人民銀行）から注入・貸与されるもので、「手形」は贈与（但し、別途「現金化」プロセス有）であるが、「貸付」は返済が求められる。

1 農村信用社改革実験の プラン設計と改革の進展

（1）新たなラウンドの農村信用社改革 のプラン設計

新たなラウンドの農村信用社改革は90年代後期の改革を深化・発展させたものであり、改革のプランは試験の過程で総括され、修正が加えられた。

2000年7月、国務院は人民銀行と江蘇省人民政府が農村信用社改革案を共同で策定することを承認し、江蘇省で農村信用社の実験改革が進められた。この改革の成果に励まされ、国務院は2003年に江蘇の改革経験を総括し、「農村信用社改革を深化させる実施案」を正式に策定・公布した。

農村信用社改革の目標は、国務院の改革実験案の要求に従い、農村信用社の管理体制と財産権制度の改革を加速させるとともに、農村信用社を農民と農村商工業者および各種経済組織が出資し、農業と農村経済の発展のためにサービスを提供する地域密着型の地方金融機関に育て上げ、さらに農村信用社に農村金融の担い手としての役割および農民と結び付いた金融のかなめとしての役割を十分発揮させることであった。

今回の改革は以前の改革に比べて大きな突破口を開いたが、それは次の3つの側面に示されている。

第1は、農村信用社の財産権制度の多様化を認めることとしたことである。

すなわち、各地方は自らの経済発展水準と信用社の経営状況に基づき、株式制商業銀行、協同組合銀行、1級法人、2級法人の各モデルをそれぞれ選択することができることとされた。

株式制商業銀行は、主に経済が比較的発達し、農村信用社の資産規模が比較的大きく、且つ商業ベースの経営が既に行われている少数の地域で実施される。具体的条件は、管理能力が比較的高いこと、完全な管轄下にある農村信用社の資産総規模が

10億元以上に達すること，
不良債権比率が15%以下
であること， 設立後の資
本金が5,000万元を下回ら
ず，自己資本比率が8%に
達すること，である。

協同組合銀行は，商業銀行に衣替えする
環境がまだ備わっていない農村信用社を対
象としたものである。具体的条件は， 発
起人が1,000人以上いること， 不良債権
比率が15%以下であること， 設立後の資
本金が2,000万元を下回らず，中核となる
自己資本比率が4%に達すること，であ
る。

また，人口が相対的に密集した県(市)
又は食糧・綿花商品基地県(市)では，県
(市)を単位とし，農村信用社と県(市)聯
合社の個別法人を統一法人に改めることが
できる。その具体的条件は， 完全な管轄
下にある農村信用社が統一計算帳簿で債務
超過に陥っていないこと， 末端農村信用
社が自ら希望すること， 県(市)聯合社の
管理能力が比較的高いこと， 統一法人後
の資本金が1,000万元以上に達し，自己資
本比率が関係規定の要求を満たすこと，で
ある。なお，まだ条件を備えていないその
他の地域については，郷鎮の農村信用社，
県(市)聯合社を個別法人とする体制を引
き続き実行することができる。

投資構造の多元化を実現するため，人民
銀行は各経営モデルの株主権比率について
所定の条件を設けた(第1表)。

第2は，中央銀行が資金を出し，実験地

第1表 農村信用社の実験改革における株主権構成の要求

	従業員	自然人	単一法人及び関連企業
農村商業銀行	25%	0.5%	10%(5%開示)
農村協同組合銀行	25%	0.5 総額 30%	10%(5%開示準備)
統一法人	25%	0.5 総額 50%	5%
		スタートライン:1,000元	スタートライン:1万元

域における農村信用社の不良債権処理を援
助することとしたことである。

これにより各地方は，中央銀行の再貸付
又は特定目的手形を自主的に選択し，農村
信用社の不良債権との置き換えに用いるこ
とができることとなった。新たなラウンド
の農村信用社改革案に基づき，中央銀行が
行う資金サポートには一定の条件が設けら
れ，必要な条件・基準を満たした農村信用
社だけが資金サポートを得ることができる
こととされた。これは，農村信用社が改革
案に従い，コーポレートガバナンスを整え，
財務状況を改善し，金融サービスを強化す
るよう促すためであった。農村信用社が選
択した資金サポート方式からみると，その
ほとんどが特定目的手形を選んでいる。

第1次実験改革の問題点に的を絞り，人
民銀行と中国銀行業監督管理委員会(以下
「銀监会」という)は，2006年4月に「農村
信用社改革実験における特定目的中央銀行
手形の換金審査指針」を合同で通達した。
この指針は特定目的手形の換金条件を厳し
くしており，農村信用社のコーポレートガ
バナンス，内部管理制度，新株発行による
増資の適格性，自己資本比率の正確性，地
方政府による助成政策実施の報告等につい
て厳格な規定を設けるとともに，これらを

一括して換金申請の要件に組み入れた。

第3は、信用社の管理体制の改革である。今回の改革の目標は、農村信用社を地方政府の管理に移すことであった。

地方は、省聯合社と県(市)聯合社の設立を通じ、農村信用社に対する管理、指導、調整、サービスの機能を引き受けることにした。他方、改革のプラン設計において、中央は指導的な原則を示すだけであり、各地方が独自の実験改革案を打ち出し、改革の具体的な実施内容を自ら決めるようにした。

(2) 農村信用社の実験改革についての評価

a 財務諸比率等の改善

農村信用社の改革はスタートしてから既に4年余りが経過した。しかし、農村信用社に対する総合的な統計分析を行い、特に財務以外の指標の改革成果を考察するには、時間が余りにも短か過ぎる。このため、現状では新たなラウンドの農村信用社改革の成果又は効率については初歩的分析を行うことしかできないが、以下のとおり整理できるであろう。

改革後、各実験省(市)の農村信用社は預金・貸出金残高及び農業融資が改革前に比べて増加したが、農村信用社改革で得られた成果の多くは特に財務構成の改善に現れている。

成果が最も目立つのは不良債権比率の低下と自己資本比率の向上である。監督管理官庁から提供されたデータによれば、2006

年6月末現在、全国の農村信用社の不良債権比率は12.6%となり、2002年末に比べて24.3ポイント低下した。また、全国の農村信用社、農村協同組合銀行、農村商業銀行の自己資本比率はそれぞれ7.7%、12.3%、8.6%に高まった。

不良債権比率低下の大きな要因は、人民銀行の特定目的手形と特定目的貸付に置き換えられたからである。第1次の8つの実験省(市)に対する人民銀行の査定済み助成資金の総額は380億元であり、その内訳は特定目的手形が361億元、特定目的借入金が19億元である。実験省(市)はいずれも特定目的手形の受入を申請し、その金額は合計361億元で、うち江蘇省が71億9,000万元、江西省が25億9,100万元、陝西省が14億600万元、貴州省が7億1,900万元、吉林省が48億6,600万元、重慶市が24億1,000万元である。

一方、特定目的借入金は吉林、陝西両省が申請しただけであり、そのうち陝西省は35の県・市が16億7,700万元の特定目的借入金を利用する計画であり、吉林省は2億4,600万元である。2005年第1四半期末現在、8実験省(市)では中央銀行の特定目的手形の発行作業が全面的に完了し、計648県(市)の農村信用社に対し、368億8,200万元の特定目的手形が発行され、318億9,300万元の不良債権が置き換えられ、過年度の未処理欠損金49億8,900万元が置き換えられた。

また、2006年6月までに吉林省、陝西省の農村信用社に対し、2億6,000万元の特

定目的借入金が追加で供与された。2006年6月末現在、人民銀行は銀監会と合同で規定の条件及び手続きに従い、2,388の県（市）に1,652億元の特定目的手形を発行した。特定目的手形の発行と特定目的借入金の供与を合計すると、査定した資金サポート総額の99%を占めている。

実験改革案において、中央は不良債権比率と自己資本比率を特定目的貸付又は特定目的手形を得る先決条件とし、同時に、特定目的手形の換金についても不良債権比率と自己資本比率の改善状況をみるようにした。このため、地方政府は不良債権比率を引き下げ、自己資本比率を高めることに意欲を燃やした。特に自己資本比率の向上については、各地方政府が主に財政資金の投入と大規模な新株発行による増資を通じて実現したものである。

第1次の実験改革を行った農村信用社を例に挙げると、2002年末から2004年6月末までの間に、8省（市）の農村信用社は出資金を計332億元増やし、資本金が436億元に達し、自己資本比率は5.69%に達した。特に吉林省の農村信用社は改革前の2002年末、資本金が3億3,000万元しかなく、実際の債務超過額が102億元もあったが、2005年6月末には、出資金残高が66億4,000万元に増え、当初の出資金の20倍近くになり、自己資本比率は改革前の52.9%から5.45%に向上した。吉林省が短期間に、新株発行による増資でこうした顕著な成果を上げたのは、次の二大措置を講じたことにそのカギがある。

第1には、行政面で出資の任務を与えたことである。各従業員は自らが出資するほか、社会一般にも出資を働きかける任務を引き受け、この任務の達成状況が従業員の業績考課の中に組み込まれた。

第2には、出資者は手厚く優遇すると約束したことである。これには利益分配を受け、貸付を優先し、貸出限度額と抵当物件比率の基準を緩和し、貸付で優遇金利の適用を受けることが含まれ、さらに、出資が10万元以上の場合は直接、組合員代表になることができる。株主権構成からみると、2004年6月末現在、吉林省では農村信用社の資本金が66億4,000万元となり、そのうち農民株は23億4,000万元で、35%を占め、信用社従業員と大手商工業者等が65%を占めた。農家の出資割合は低く、統一法人設立時の株主権構成に対する人民銀行の要求よりもずっと低い。

その他の実験省は新株発行による増資の過程で、行政手段により増資を実現するという疎外行為が広くみられ、その結果、新たな改革は依然として「出資」自由意思の原則から逸脱したものとなり、効果的な株主権統制メカニズムを構築し、農村信用社の内部統制を強化することができず、同時にまた、見せ掛けの出資金増加という大きなリスクを抱え込むことになった。

まさに改革の過程で、新株発行による増資に疎外行為がみられ、また、内部統制メカニズムにも「二番煎じ」の現象が生じたからこそ、中央は改革の統制・奨励メカニズムを一段と強化したのである。

前述した2006年4月の「農村信用社改革実験における特定目的中央銀行手形の換金審査指針」は、特定目的手形の換金条件を厳しくしており、その結果、第1次の8つの実験省は期限到来の手形を換金する時に大きなハードルにぶつかった。

人民銀行は本店から営業所に至るまで、いずれも特定目的手形に対する審査評議委員会制度を設け、無記名投票の方式を採用し、農村信用社の特定目的手形の発行・換金申請について査定を行った。また、現場審査制度が設けられ、人民銀行本店及びその支店・営業所は銀监会及びその派出機関と合同で所定の比率に応じ、県（市）を単位とし、農村信用社改革の成果について現場審査を行い、審査業務の効率と質を高めた。その他、換金審査に対する査定メカニズムと不服申立て制度を確立し、特定目的手形の発行・換金審査業務に責任を持たせるようにした。これにより、農村信用社改革において手形の換金は一層厳格なものとなり、改革の統制メカニズムが強化された。

人民銀行はアンケート調査の方式を採用し、第1次実験の8省（市）49県（市）の信用聯合社と第2次実験の23県（市）の聯合社について、農村信用社のコーポレートガバナンス、収益性、「三農」向けサービス等の面から分析研究を行った。その結果、農村信用社の株主権構成は改革後も比較的分散しているが、監督コストが高すぎ、分散した小株主にはゆゆしき「便乗」心理が存在し、農村信用社に関心を寄せ、これを監督するインセンティブが欠けている。ま

た、改革は必ずしも収益性の向上をもたらしておらず、農村信用社の利益は主に優遇政策によるものである。さらに、農村信用社改革の実験はその農家向け融資を増やす面で限界がある、というものであった（謝平，徐忠，沈明高（2006））。

人民銀行の研究から明らかなように、第2次実験改革では農村信用社の株主数が急激に増加し、聯合社も17,812から19,263に増えたが、資本金は736万元から1,159万元に増えたにすぎない。また、農村信用社は自然人株主の数が常に97%以上を占めている。しかし、自然人の出資金は非常に少なく、これに比べ、株主総数の2%にも満たない企業株主が保有する株式は20~30%に達する（謝平，徐忠，沈明高（2006））。過度に分散した自然人の出資金及び多過ぎる自然人株主の数により、株主は農村信用社に対する管理と牽制のインセンティブを欠くことになった。同時に、大部分の農村信用社が協同組合制を実施する条件の下、大株主は比率に見合う意思決定権を持つことができず、これもまた、株主のインセンティブ及び農村信用社に対する株主の牽制を弱めることになった。

b 省級聯合社のあり方

省級聯合社はその役割の位置付けが非常に曖昧であり、これは新たなラウンドの農村信用社実験改革案の1つの欠陥である。現在、大部分の省・自治区は省級聯合社をその省級管理機関の組織形態として選んでいる。しかし、省級聯合社は現在の改革の

条件下で、それ自体に根本的な制度上の欠陥が存在する。それは設立当初から三重の機能を引き受けたことによる。1つ目は省級政府を代表して信用社を管理するプラットフォームであり、2つ目は管理サービス型の金融機関であり、3つ目は末端農村信用社の連合経済組織としての機能である。

このように省級聯合社は多重の役割を担っているが、現実の運営過程では、農村信用社の各権限を行政的に侵食することが多く、これによって、その業界管理監督機能と業界サービス機能が大幅に弱まり、官営の行政管理金融機関に変わってしまった。また、省級聯合社は地方聯合社が出資・設立したものだが、実際の運営過程では、地方聯合社がその株主権を有効に行使することができず、省級聯合社のサービス機能が実現されていない。逆に、省級聯合社は省政府傘下の管理機関として一級法人のモデルに従い、全省の農村信用社を管理し、その権限を侵食しており、農村信用社の業界管理における権力構造の倒置がもたらされた。

省級聯合社は活動の重点を人・財・物の管理権と認可権を握ることに置いており、本来なら出資者（組合員）に属する高級管理者の指名権、人材の採用権、固定資産取得の認可権及び大口融資の確認権等を手中に収めた。一部の省級聯合社は更に農村信用社に対し、例えば資本金の受入れ、利益目標、貸付実行等の指令的経営指標を直接伝達している。

今回の農村信用社改革で立案された商業

ベースの経営原則と「三農」向けサービスの提供という政策的要求はある程度、ぶつかり合うものであり、これは農村信用社の機能の位置付けをやり直すことに関係してくる。結局のところ、農村信用社を「地域密着型」の金融機関として位置付けるのか、あるいは完全な「商業ベース」の金融機関として位置付けるのかが改革の実施過程において明らかになっていない。新たなラウンドの農村信用社改革は、一般農家の金融需要満足度を改善する面で、事前に予想したような効果が上がっておらず、「三農」向けサービスの提供面で顕著な改善が得られていない。

要するに、今回の農村信用社実験改革案は以前の改革に比べて多くの重大な突破口を開いたが、実施過程においてはなお一連の問題も存在する。農村信用社改革の全体目標は良好なコーポレートガバナンスを備え、「三農」に効率の良いサービスを提供することであるが、これまでの改革で得られた成果は一つの段階的目標をクリアしたにすぎず、しかも農村信用社の財務状況の好転には大きな政策的要素が含まれている。

中国の農村信用社改革を詳しくみると、長期間にわたり効果的な解決が得られなかったのは農村信用社の財産権問題とコーポレートガバナンス問題であり、財産権の曖昧さ、コーポレートガバナンスの不備が改革のネックとなってきた。新たなラウンドの農村信用社改革において、公的資金サポートにより農村信用社の財務構成が改善さ

れたのは誰の目にも明らかだが、こうした改善が持続可能性を持つのか、あるいはコーポレートガバナンスの不備及び内部者によるコントロールといった問題が効果的に解決できるかどうかは、今後長い時間をかけて検証していく必要がある。

農村信用社のコーポレートガバナンスを整えるには、投資株の比率を徐々に高めて、株主権の分散を踏まえた適度な集中を実現させるとともに、外部の監督を通じ、経営管理陣に対する奨励と統制を強化して、良好なコーポレートガバナンスを確立し、経営者の近視眼的行為とモラルリスクを取り除く必要がある。「地域密着型」の金融機関として農村信用社を位置付けるのか、あるいは完全な「商業ベース」の金融機関としてこれを位置付けるのかという問題については、筆者は農村信用社に対し、「地域密着型」としての機能改造を行った後、これに基づき、かつ域内経済の発展度合いを勘案して、その機能がよりよく発揮される組織形態を採用すべきだとの意見を支持するものである。

2 農業の特徴と農民の需要にマッチした農村金融サービス体系の確立

過去数年間、中国の農村金融改革は主に農村信用社の改革に集中しており、「三農」向けサービス専門の「小口融資」機関を設立し、「連帯保証貸付」及び中央銀行の「農業支援再貸付」を促す等の面でも若干

の進展が得られた。このほか、4大国有銀行と郵政貯蓄銀行の改革、農業発展銀行の政策調整が農村金融に大きな間接的影響を及ぼした。総じて言うなら、これらの措置は農村金融改革の歩みを大いに速めた。しかし、様々な要因の影響を受け、全体としてみると、農家と農村中小企業の「借入れ難」の状況はまだそれ程改善されていない。いまだに農村金融市場の高度な独占、金融サービスの深刻な停滞といった問題がかなり目立っている。

国務院発展研究センターの2005年度調査の結果によれば、農家が正規の金融機関から融資を受けた割合はサンプルの37.8%を占めるにすぎない。同時に、農村の私営企業が正規の金融システムから融資を受けるのもかなり難しく、59.7%の企業は資金不足が企業発展の主な障害だと答えている。農家や企業が訴えた主な問題点は、借入れの手続きが煩雑で、審査時間が長く、保証または抵当を必要とし、さらにはコネを付け、貸付担当者にリベートを渡さなければならないことである。企業が農業銀行や農村信用社から借り入れる金額は比較的少なく、その多くが100万元以下であり、千万元を超えるケースは稀である。

過去数年の農村金融改革の構想及び方法を振り返ると、農村金融改革の過程において、都市金融改革モデルの痕跡をはっきり見てとることができる。それは第1に、金融市場への参入を厳しく制限し、中小の商業銀行の新設を認めず、小口融資等の「草の根式」金融サービス機関の発展を重視せ

ず、主には既存の商業銀行と農村信用社に依拠して農村金融サービス体系を築くことである。第2には、「近代的商業銀行」の設立を目標として農村信用社を改造するとともに、この目標を達成するため、政策的保護を実施することである。第3には、「5級分類」等の要求に従い、農村金融機関に対する厳格な金融監督管理を実施することなどである。こうした改革構想が中国農村の現実から遊離していたため、既存の農村金融機関に存在する問題を抜本的に解決できないばかりか、農村金融サービスの提供を速やかに増やすことも難しいこととなった。

農村信用社系列の信用力に頼るだけでは、「三農」への効果的なサービス提供という問題を解決することはできない。農村金融システム全体に着目し、「三農」に真のサービスを提供できる、一層完備した活力ある農村金融システムの構築を目標として、全面的な農村金融改革を推進しなければならない。各大手商業銀行が農村地域から次々と撤退するのに伴って、監督管理官庁は市場参入規制を緩和し、新設機関が農村金融市場に進出するのを認めるべきである。特に「三農」向けのサービスを直接提供する、多様な所有制の金融組織を設立する面で、より大きな一歩を踏み出さなければならない。

- (1) 競争メカニズムの導入と農村金融
に対する規制緩和
多くの農村金融改革措置の実施により、

2007年は将来の農村の発展にとって非常に重要な年となるであろう。というのは銀監会が農村地域での銀行業金融機関の参入を緩和する政策を実施した後、3種類の新しいタイプの農村の銀行業金融機関が設立された。それは村鎮銀行、ノンバンクおよび農村資金互助社である。

また農業銀行と農業発展銀行の改革もペースが速まっている。人民銀行が明確に打ち出した農業銀行改革の基本原則は、「三農」に目を向け、全面的に体制を改め、商業ベースの経営を行い、時機をみて上場することである。

さらに人民銀行が推進している小口融資会社の運営状況も良好である。2006年末現在、実験中の5省の貸付会社7社は貸出残高が8,778万元で、計1億2,000万元を融資した。貸出金利は11%~28%であり、また、個人向け融資が約83%を占め、農家向け融資が半分近くとなっている。

農村の特徴に合った農村金融システムを確立するには、農業銀行及びその他商業金融組織の農業支援責任を強化し、農村における政策金融を整備しなければならない。農業銀行が商業ベースの経営原則を貫くことを前提に、「三農」に目を向けることを自らの真の発展戦略とすることは、体制変革のスローガンにとどまるべきことなく、それが必ず解決しなければならない問題であることによる。

農業発展銀行は経営メカニズムを一段と転換し、業務範囲を拡大し、農村における開発型金融の新たな道を積極的に模索しな

ければならない。現段階において、農村信用社は新たなラウンドの改革の後、多くの農村商業銀行、農村協同組合銀行及び県聯合社を設立し、省クラスで省聯合社を結成し、実力が大いに強まっている。今後は農家向けのサービス範囲を確実に広げるべきである。

農村の特徴に合った農村金融システムを確立する上で、最も重要な措置は競争メカニズムを導入することである。繰り返しになるが、各大手商業銀行が農村地域から次々と撤退するのに伴い、市場参入規制を適度に緩和し、新設機関が農村金融市場に進出するのを認めるべきである。具体的には、第1に、村鎮銀行を発展させることである。銀監会が農村金融市場への参入規制を撤廃した後、多くの村鎮銀行が誕生した。これらの金融組織はまだ比較的小規模だが、重荷がなく、見通しも明るいのであり、こうした新しい農村金融機関を大いに支援しなければならない。

第2には、小口融資機関を発展させることである。人民銀行が進めている商業ベースの「ノンバンク型」小口融資の実験は、農村での融資に競争メカニズムを導入した。今後は参入のハードルを下げ、商業ベースの運営を基礎とする一層多くの小口融資機関の設立を認めるべきである。さらに小口融資機関の資金補充メカニズムを確立しなければならない。株主を増やし、資本金の注入を増やし、個人の委託資金を受け入れる等の資金調達手段のほか、小口融資機関が一定の段階まで発展した後は、条件

にかなう機関が農村信用社、商業銀行及び政策銀行等の金融機関から大口の資金を借り入れ、小売銀行業務を営むのを認めることが必要である。

第3には、農民資金互助組織（互助的性格の貸借組織、担保組織、保険組織等を含む）を発展させることである。これにより、メンバーの資金の過不足を調節し、広範な農家が度々申し込む小口の資金需要を満たすことができ、それは農村の資金需要の特徴に合い、機能が整った金融サービス体系を確立するのに役立つこととなる。農民資金互助組織は農家を主体とし、村および協同組合員の内部信用を活動のボーダーラインとすべきである。また経営リスク責任を独立して引き受け、法に従った資金互助活動を繰り広げ、経済活動とその他活動の中で民事責任を負うようにしなければならない。このためには、農民資金互助組織に合法的地位を早急に与え、この種の組織の活動を誘導し、規範化すべきである。政策銀行を通じ、農民資金互助組合に転貸支援を行い、商業銀行が農民資金互助組織に大口融資を実行するよう導く。このような農民資金互助組織の実験モデル・プロジェクトを早急に実施し、典型的モデルを通じ、発展の段階と水準を引き上げることである。

第4には、農村民間金融組織の役割を発揮させることである。農村の民間金融についてはその機能と影響を区別し、条件が比較的良好な民間金融組織を選び、民営貸付機関に移行させるべきだが、高利貸し及びハイリスクの資金集め等は規制しなければならない

らない。これまでのように民間金融組織に打撃を与え、乱暴に押さえ付けるやり方を改め、これに合法的な地位を与え、よりよい環境を作り出すべきである。

(2) 農村での貸付資金の投入増と金融商品とサービス方式の刷新

農村金融機関の預貸差は、農村資金の流動状況を基本的に反映したものである。1994年以降、農村預金が農村貸付を上回り始め、しかもその差額は広がる一方であり、2004年には8,563億5,700万元に達した。1994年から2004年までの11年間における農村の預貸差額は累計で4兆876億5,200万元（郷鎮企業の預金を含まず）となる。2005年を例にとると、農村向けのサービスを提供する主要金融機関は計1兆8,700億元の資金を農村から余所に移した。

そのうち、農村協同組合金融機関（農村信用社、農村協同組合銀行と農村商業銀行）、農業発展銀行及び郵政貯蓄銀行は、農村から約4兆1,400億元の人民元預金（農村協同組合金融機関の全ての預金、郵政貯蓄預金の65%）を吸収する一方、農村に約2兆9,600億元の貸付（農村協同組合金融機関の全ての貸付、農業発展銀行の購入貸付を含む）を行い、その預貸差は1兆1,800億元に達し、農村資金吸収総量の28.5%を占めた。そのうち、農村協同組合金融機関の預貸差は1兆600億元で、預貸差の89.8%を占める。また、郵政貯蓄銀行が吸収した農村預金は約8,839億元となり、そのほとんどが中央銀行に預け入れられた。

農村金融サービスを改善するには、大量の農村資金が外部に流出する勢いを食い止めなければならない。そのためには、第1に、農村信用社が上級に預け入れる資金の割合を引き下げ、農村信用社が貸付を増やすよう促す。第2に、農村地域から資金を吸収する金融機関が一定比率の資金を農村経済の発展支援に充てることを強制的に規定する。第3に、郵政貯蓄銀行が農村地域で吸収した資金は農村に残す。第4に、財政からの利子補給を主とし、財政による補助、補助から報奨への切り替え等の多様な手段を補完とする財政支援制度・システムを確立し、少ない財政補助金で金融資本が農業及び農村に流入するのを導くようにすることが必要である。

研究から明らかなように、これまでの農村金融システムでは、農家と農村企業の金融需要に応じた真の金融サービスを提供することができない。農村金融における需給矛盾は次のような点に際立って現れている。第1に、農村では大口融資の需要が著しく高まっているが、満足な融資を受けることができず、特に農村企業は与信規模で強い統制を受けている。第2には、農村の正規金融の取引コストにおける統制および借入に「自信を持ってない」心理的自己規制が、農家と農村小企業の金融需要を抑え込む主な原因となっている。さらに第3には、正規の金融機関は、例えば貸出期間、担保条件等の貸付商品の構成が合理的でない。

農村金融は都市金融とは異なり、（農村

の金融機関が)相手にするのは分散した小規模の農家及び多くの農村中小企業である。農民と農村中小企業の金融需要は一般に期限が短く、頻度が高く、金額が小さい等の特徴を備え、金融機関の取引コストは比較的高いものとなる。農村の貸付市場における情報のミスマッチ現象は都市の商工業者向け融資に比べ、一層際立つ。都市の商工業者向け融資で設定される伝統的な抵当物件は、農村ではひどく不足している。自然と市場の影響を受ける農業経営はリスクが高く、このため、農村金融機関の業務にも高いリスクが存在している。

農村金融サービスの特殊性から、農村金融機関は金融商品とサービス方式の刷新を図り、農村での金融サービス需要を効果的に満たすと同時に、自らのリスク最小化と持続可能な経営を実現しなければならないことを決定付けられている。

具体的には、第1に、農業生産の特徴に基づき、貸出期間を調整し、中長期の融資を増やすことである。第2には、農家の借入金の用途に応じた金融商品を用意し、それぞれの需要の特徴に基づき、各融資案件について個別の金利、期限、返済方法等を設定することである。第3には、担保方式を刷新することである。この点については、一部の国・地域の経験からみると、小口融資と「連帯保証貸付」は有益な金融イノベーション方式であり、農民の「借入れ」の問題を解決すると同時に、コミュニティ内の信用監督及び「連帯保証」の統制メカニズムにより、貸付金の回収率が高まる。

(3) 農村の金融環境最適化と農村金融

システムの安全・効果的な運用保証

近代的金融企業の設立と生き残りにには一定の金融環境が必要である。経済が発達した地域では、金融エコロジー(環境)が良く、各種の農村金融組織は生き残ることが比較的容易である。

農村金融組織の発展環境を改善するためには、第1に農村の経済基盤を整え、農家と農村企業の収益性およびリスク負担能力を高めることが必要である。これは商業化の度合いが日増しに強まる農村金融機関の貸付意欲を引き出す基礎となる。

第2に、条件のある地方政府が保証基金又は保証会社を出資・設立し、その他保証機関の発展を導くよう奨励することが必要である。有効な抵当物件の範囲を拡大し、動産担保、倉荷証券等の方式を模索・運用しなければならない。

現行の貸付政策の下、抵当資産が十分なものであるかどうかは、銀行融資を決定付ける主要な条件となる。農家と農村中小企業は経営場所、製品及び経営周期の特殊性から、農業関連融資において有効な抵当物件を提供できないことが多く、借入れが著しく統制されてしまう。現在、農村は借入れ難が深刻であり、その根本的原因是農家や農村中小企業にとって有効な抵当資産を見つけるのが難しく、担保を差し出すのが難しいことにある。農地を抵当に入れることは土地私有制の産物ではなく、農民が持つ土地使用権も抵当の対象となる。農地集団所有制の原則は堅持するのであり、抵当

に入れるのは農地の土地使用权に限定され、農地の用途と性格も変わらない。土地使用权を抵当に入れることを通じ、農家はかなり長期間の融資が受けられ、農家、特に大規模農家と農村中小企業の長期的な資金需要を満たすことができる。農地担保を認めることは、弊害よりも利益の方がずっと大きい。農地担保制度を確立するには、法律の枠組みにおいて若干の突破口を開く必要がある。「土地管理法」、「担保法」、「農村土地請負法」等の法律の中で農地の有効・正常な担保設定に不利な部分を早急に改正し、農民が使用权、收益権、处分権（抵当権、相続権を含む）を含めた土地請負

経営権を真に持てるようにしなければならない。

第3に、実践の過程で農村金融の立法活動を推進し、法制環境を最適化し、法律の執行に力を入れるべきであり、金融債務から逃れ、これを棒引きにする行為を厳しく取り締まり、金融債権を確実に保護しなければならない。

<参考文献>

・謝平，徐忠，沈明高（2006）「农村信用社改革绩效评价」『金融研究』2006年第一期

（本稿は、中国語による本文を（株）農林中金総合研究所の責任において日本語に翻訳したものである。）



中国農村金融自由化の背景と可能性

——農村活性化の力を握る資金供給の拡大——

〔要 旨〕

- 1 中国の農村地域では正規の金融機関からの資金供給が不足し、農家の資金需要の過半が非正規の民間金融によって賄われている。また、正規の金融機関からの資金供給は農村信用社(農信社)がほぼ独占しており、さらにこの農信社の融資は約3割の農家に集中している。一方、農村の融資市場から撤退した4大商業銀行は、農村での預金集めを継続している。その結果、資金がもともと不足している農村からの資金純流出が続いている。
- 2 こうした状況をもたらした主因の一つは、農信社の改革という単一のモデルで農村金融問題を解決しようという当局のこれまでの指導方針にあった。農信社が成功すれば農村金融の改革は成功するという考え方が強く、新規参入の促進等、多様化の発想は薄かった。多額の不良債権を抱える農信社が早く不良債権を処理し自立できるよう、政府は資金注入とともに、競争相手の登場を防ぎ、独占的経営環境を用意したのである。
- 3 これまでの農村金融改革への反省に立って、2006年末、中国は農村金融市場をすべての資本とすべての金融機関に開放するという過去最大の歴史的な政策転換を行い、「村鎮銀行」「農村資金互助社」「ノンバンク」という3種類の新型農村金融機関の設立テストが認められることになった。08年1月末時点、新型農村金融機関は31社設立され、うち村鎮銀行が20で、07年12月に設立された「HSBC村鎮銀行」が外資系村鎮銀行の初参入となった。
- 4 新型農村金融機関の成果は大きく言って「自由化の促進」「農村への資金環流」「競争による刺激」の3点が指摘できる。そのうち特に「歴史的突破」を実現した今回の農村金融の自由化改革のテストは、農村金融市場に競争原理を持ち込んだことの意味が大きい。
- 5 同時に、新型農村金融機関は多くの問題にも直面している。預金が思うように集められずに収益構造が確立できていないことが最大の問題である。これは預金保険機構がまだ存在せず村鎮銀行や資金互助組は信用力が不足しているからである。また、既存の商業銀行の参加がなければ村鎮銀行やノンバンクの設立ができないことが象徴するように参入規制が依然として高い。さらに、農村金融が抱えている自然災害リスクや農家の担保力不足等を補完する環境が整備されていない。
- 6 中国政府が進める農村金融の自由化の方向性は正しいが、それが実際に機能し、効果を発揮するためには、参入ハードルの更なる引下げとともに、新規参入者を含めて農村地域の金融機関が持続的に農業へ融資するインセンティブが働くような預金保険や自然災害保険、信用保証保険などの信用補完制度の構築が欠かせない。さらに零細な農家の状況が今後も継続されるなか、協同組合的な金融組織の発展を一層促進することが必要とされる。

目 次

はじめに

1 農村への資金供給不足と農村信用社の独占

- (1) 正規の金融機関からの資金供給不足
- (2) 農村信用社の正規の農業貸出における
圧倒的地位
- (3) 農村金融機関の不足
- (4) 農村からの資金流出

2 農村金融の自由化の改革

- (1) これまでの農村金融改革への反省
- (2) 全面的開放を目指す最大の政策変更

(3) 新型農村金融機関の設立の現状

(4) 新型農村金融機関の成果

3 新型農村金融機関の直面する問題

- (1) 預金吸収難による収益構造の未確立
- (2) 相変わらず高い参入ハードル
- (3) 金融インフラの整備の遅れ

4 今後の農村金融への提言

- (1) 預金保険制度と資金の供給制度
- (2) 信用補完制度の整備
- (3) 協同組合的金融組織の発展促進

はじめに

世界的に食糧需要が拡大するなかで、中国が農業を効率化し、生産を安定させることはきわめて重要である。その意味で、「農家の所得低迷」「農業の低生産性」「農村のインフラ整備の遅れ」という三農問題の進展は世界的な影響を持っている。そのカギとなるのは従来見落とされてきた農業への資金供給を担う農村金融制度である。

言い換えれば、三農への資金供給不足は三農問題解決の最大の障害となっており、その根底には資金供給がほぼ農村信用社に独占されていることが象徴するように農村における金融システム構築の遅れがある。

そこで、「厳しい新規参入規制」と「農村信用社頼み」というこれまでの農村金融改革への反省に立って、2006年末、中国政府は農村金融市場をすべての資本とすべての金融機関に開放を試行するという過去最

大の歴史的な政策転換を行った。

一方、高リスク・高コストと低収益性という中国農業固有の問題点が存在するため、金融機関のリスクを低減し、収益性を高める制度的措置なしでは、いくら農村金融市場を開放しても資金は自然に農村金融市場を避け、より収益性の高い市場へと流れてしまいかねない。いわば、新規参入者を含めて農村地域の金融機関が持続的に農業へ融資するインセンティブが働くような預金保険制度や災害保険制度、信用保証制度などの信用補完制度の構築が欠かせない。

本稿は、まず中国における農村への資金供給不足と正規の金融市場における農村信用社の独占という実態を示した後、それをもたらした背景を分析する。そのうえで、06年12月から中国政府が取り組む農村金融自由化の目的と進行状況を紹介しつつ、その可能性や課題を検討する。

1 農村への資金供給不足と 農村信用社の独占

(1) 正規の金融機関からの資金供給不足
各種統計とサンプリング調査の結果、農村地域では正規の金融機関からの資金供給が不足し、農家の資金需要の大半が非正規の民間金融によって賄われていることがわかる。また、正規の金融機関からの資金供給においては、農村信用社がほぼ独占しているという実態がある。

中国銀行業管理監督委員会（以下「銀監会」という）の資料によると、農村信用社は、05年に全国の約32%の農家に資金を供給した。その内容については、北京大学中国经济研究センターが実施した「2006年農村家庭貸借状況調査研究」^(注1)が参考になる。それによると、全国15省の29の行政村にわたる1,613軒の農家は、06年に合計で1,246万元の借入をしたが、うち農村信用社からの借入金は合計の28.8%にすぎず、親戚や非正規の金融機関などの民間ルートが65.8%を占めている（第1表）。

また、清華大学が06年と07年に実施した

第1表 農家の借金先の件数と金額

(単位 元, %)

	件数	割合	借金額	割合
農村信用社	257	27.7	3 591 300	28.8
農業銀行	16	1.7	326 880	5.0
郵便貯金	2	0.2	40 000	0.3
親戚及びその他	652	70.3	8 201 400	65.8
計	927	100.0	12 159 580	100.0

資料 北京大学中国经济研究中心(2007)

「中国農村金融発展研究」プロジェクトによると、農家の借入金について、農村信用社からの借入金のシェアは西部4省において44.2%、中部8省において28.0%、親戚及びその他民間からのシェアは西部4省において51.3%、中部8省において67.0%となり、両地域においてともに民間が農村の資金供給の過半を占めている（第2表）。また、調査は農村信用社やその他商業銀行から融資を受けられるのは、農村地域の高収入者であることを示している^(注3)。

同様に、国務院発展研究センター（DRC）が05年に実施した「百村金融調査」の結果でも、正規の金融機関から融資を受けた農家はサンプル数の37.8%との結果が出ている^(注4)。

代わりに資金供給の担い手となっているのは、親戚や友人、「会」、「個人貸金業」などであり、そうした民間の融資規模は05年にGDPの約6.9%に当たる9,500億元にのぼっているという中国人民銀行の試算もある^(注5)。そのうち、浙江、福建と河北の3省における民間融資規模は550億元、450億元と330億元となり、それぞれの省の当年に増加した貸出額の15～25%に相当する金額に達している。

第2表 農家の借金先(金額ベース)

(単位 %)

	西部4省・区	中部8省
農村信用社	44.2	28.0
銀行	4.5	5.0
親戚及びその他	51.3	67.0

資料 清華大学「中国農村金融発展研究」プロジェクト
(注) 西部4省・区は甘肅省、青海省、河北省と新疆を指す。06年に実施。中部8省は黒龍江、吉林、山西、湖南、湖北、河南、安徽と江西を指す。07年に実施。

しかし、預金や送金という観点からみると、正規の金融機関は絶対的な地位を占めている。その理由は、非正規の金融機関の預金活動が非合法であること、もうひとつは農家の国有商業銀行や郵政貯蓄など公的金融機関に対する信用度が高いことである。

（注1）実施者は北京大学中国経済研究センター。

実施期間は06/07年度の冬休み（07年1月中旬～07年の2月末）。調査員は北京大学の学生24名と中国人民大学の学生1名からなる25名、全員が農村出身である。実施場所調査員所在の行政村を中心に、一部は隣接行政村となる。全国15省（河北、山西、黒龍江、江蘇、浙江、安徽、江西、山東、河南、湖北、湖南、広西、四川、貴州、甘肅）にわたる29の行政村において、村の農家戸数の約10%の比率で住宅番号にしたがって等距離サンプリングという方法で合計1,613農家の家で聞き取り調査を行った。その結果によると、合計927件の借入金が発生したが、うち農村信用社からの融資は27.7%に当たる257件で、公的金融機関の中でトップとなるが、民間からの借入金件数は70.3%の652件となる。金額ベースでは農村信用社の28.8%に対して民間からのものは65.8%であった。

（注2）行政村はいくつかの自然村からなるが、行政単位ではなく、郷鎮政府の管轄になる。

（注3）「中国農村金融発展研究」プロジェクトの実施者は清華大学経済管理学院であり、香港上海銀行（HKBC）がスポンサー（1,000万元）になっている。06年3月から3年間のプロジェクトであるが、すでに2回実施された。1回目は06年7月10日から20日まで。清華大学経済管理学院の218名の教員と学生が、甘肅省、青海省、河北省、新疆ウイグル自治区という西部4省・区、29の県、170の村、1,600軒余りの農家に対して聞き取り調査を実施した。2回目は、07年の夏休みに、清華大学経済管理学院の202名の教員と学生が、中部地域の黒龍江、吉林、山西、湖南、湖北、河南、安徽、江西からなる8つの省、31の県、150余りの村、2,000軒余りの農家を対象に聞き取り調査を行った。

（注4）韓俊（2007）

（注5）「外資首次涉足中国農村金融機構」（2006）

（2）農村信用社の正規の農業貸出に

おける圧倒的地位

中国金融統計によると、正規の農業貸出

を農業、郷鎮企業・穀物買付向け貸出に限定すれば、そのシェアは05年の段階で、農村信用社は51.0%と過半を占め、続いて中国農業発展銀行27.8%、中国農業銀行13.0%である。そのうち、農村信用社は農業貸出において81.8%、郷鎮企業貸出においては58.5%のシェアとなっており、圧倒的な存在感を示している。

前出の清華大学の06年と07年の調査結果でも同様の結果が示されている。農村信用社は、預金については西部4省で46%、中部8省で32%、貸出は西部4省44%、中部8省28%で、いずれも最も多くなっている。

しかし、農村信用社のこうした圧倒的な地位は、農村信用社自身の努力と競争力によって得られたものとは言い難く、主として4大国有商業銀行の農村からの撤退と金融監督部門による市場参入の規制によるものと言える。商業銀行の撤退によって農村部に大量の金融空白地帯が発生したが、農村信用社の経営自立を図るために金融監督管理部門は農村金融市場への新規参入を認めず、農村信用社に独占的な環境を与えてきた。

98年から4大国有商業銀行は商業化経営への転換を加速し、農業銀行を含めて農村地域の店舗の全面的な統廃合を実施した。98～05年の間に4大国有商業銀行は3万1,000以上の農村地域の店舗を廃止した。農村地域に残されている店舗も主として預金集めを目的とし、貸出権限は大幅に縮小もしくは取り消されたところが多い。たとえ貸出を行う場合でも、農村地域での大型

インフラ建設や国債資金が入るプロジェクト，大手農産物加工企業などに傾斜する傾向が強まった。^(注6)

こうして国有商業銀行，特に農業銀行の大規模な支店の統廃合によって，農村信用社は農村の正規の金融機関として正規貸出の領域において圧倒的地位を占めるようになった。

農村での最大かつ唯一の正規の金融機関となった農村信用社は，事業の継続性を保ちつつ，「近代的商業銀行」への転換を急いできた。省連合社の設立に伴い，県一級法人への統合が急速に進み，県下の農村信用社を統廃合して，農家に近い郷鎮にある農村信用社が大きく減少した。貸出も流通や加工業，消費向けの貸出に傾斜し，「非農化」傾向が強まっている。

確かに近年農村信用社の農家への「小口信用貸出」が増えているが，これは主として中央銀行からの農業向けに限定した再貸出によるものであり，しかも収入の高い農家に集中している傾向が強い。中央銀行からの農業専用再貸出は農村信用社の貸出残高の約10%，一部の地域では40%以上をも占める。^(注7)

(注6) 07年11月に農業銀行でのヒアリングで確認。

(注7) 「農村金融改革と新農村建設」(2007)，275～299頁。

(3) 農村金融機関の不足

農村金融の主役が非正規の民間金融であることは，公的金融機関の融資姿勢の問題だけではなく，農村地域の金融機関の絶対的な不足も大きな原因となっている。

中国では，国—省—市—県—郷鎮という5段階の行政区画となっているが，そのうち県と郷鎮が農村地域とされている。06年末の時点で，中国には2,860の県，4万1,000の郷鎮，64万の行政村（村民委員会）がある。郷鎮部分の人口は7億4,000万人で全人口の56.1%に相当する。戸籍上の統計では，05年に農村人口は総人口の72.6%に相当する9億5,000万人にもなる。

銀監会の資料によると，06年末の時点で，全国の県および県以下の農村地域での金融機関の営業店舗は全国総店舗数の56%に当たる11万1,302店舗で，これを2,860の県で平均すると1県当たり約39の店舗になる。ただし，これら店舗の3割以上が県庁所在地に集中しており，1郷鎮当たりでは3店舗足らずにすぎない。しかも全国3,302の郷鎮では金融機関が皆無の状態であり，域内に1店舗しかない郷鎮が総郷鎮数の20.1%に当たる8,231もある。郷鎮にある金融機関は基本的に農村信用社と郵政貯蓄銀行のみである。

(4) 農村からの資金流出

これまでみてきたように，正規の金融機関は農村で預金を集めるが，融資はほぼ農村信用社だけになる。また，この農村信用社の融資は約3割の農家だけに集中している。つまり，資金は農村から流出しているのである。実は，中国においては，建国当初から農村から余剰資金が吸い上げられ，工業部門や都市部の発展につぎ込まれ，農村や農業への再投資が不足する構造が続い

てきた。

その大きな流出ルートのひとつが金融市場によるものである。農村資金の金融ルートによる流出は、農村金融機関の預貸差額で現れる。都市部の金融機関と同様に、預貸の差額は、中央銀行への預金、インターバンク市場への貸出、有価証券への投資などになるが、これらの資金は農村へ還流することがほとんどないため、農村金融機関の預貸差額は農村からの資金流出とみてよい。

94～04年の11年間に農村の預貸差額は4兆877億元にのぼった（郷鎮企業の預金を含まない）。05年には1年間に農村地域の主要金融機関によって農村から1兆8,700億元の資金が吸収され、そのほとんどが外部^(注8)に流出した。

前述のように、商業銀行はすでに農村の融資市場からはほぼ撤退しているが、預金市場での存在感は依然として大きい。前出の清華大学の中部8省での調査では、商業銀行は17%の富裕層の農家から預金を獲得しているが、貸出を行ったのは5%の農家に対してのみである。

農村からの主要な資金流出ルートには、もう一つ財政ルートによるものがある。78～02年の25年間に主として農業税の形でネットで1兆1,372億元の資金が農村から吸い上げられ、流出したとされる。^(注9)この農業税は農業問題を重視する胡錦濤政権の下、06年に正式に廃止された。

こうした資金の一方的な流出が、農村の近代化、農業の成長の大きな妨げになっているのは言うまでもない。農村に資金が環

流するメカニズムを確立することが急務なのである。

（注8）「農村金融改革と新農村建設」（2007）、275～299頁。

（注9）（注8）に同じ。

2 農村金融の自由化の改革

（1）これまでの農村金融改革への反省

こうした農村の資金供給不足はこれまでの金融改革と関係している。中国の経済改革は1978年に農村からスタートしたが、金融の本格的改革は90年代に入って逆に都市部から進められてきて、その後農村部にも及んだのである。

これまでの農村金融改革は、二つの特徴を持っている。一つは都市金融改革と同じ方式で行われてきたことである。国有商業銀行の株式化改革と上場が象徴するように都市金融改革の方向は大型の近代的商業銀行をつくることである。農村の金融実態やニーズは都市部と異なるにもかかわらず、農村金融改革は都市と同じ思考で進められてきた。すなわち、新規参入を厳しく規制し、中小の金融機関の新設を認めず、小口融資等「草の根」式の金融サービスにも関心を示さず、ひたすらに既存の国有商業銀行と農村信用社の改革に政策的な期待と支持を集中した。農村信用社の統合の結果、中国の農村金融機関の中では地域密着の小規模の金融機関が減少した。

もう一つの特徴は、単一の改革モデルで農村金融問題を解決しようとしていたことである。06年までの農村金融改革では、当

局は農村信用社の改革に集中していた。農村信用社が成功すれば農村金融の改革は成功するという考え方が強く、新規参入の促進等、多様化の発想は薄かった。多額の不良債権を抱える農村信用社が早く不良債権を処理し自立できるよう、政府は資金注入とともに、競争相手の登場を防ぎ、独占的経営環境を用意したのである。

しかし、中国の農村経済は、約2億5,000万戸にもものぼる大量の零細農家が独立分散し、経営の近代化も遅れている。中国の農業と農村金融は高コスト、高リスクと低収益性が課題であり、近代的商業銀行と都市金融の方式で農村金融に対応するのは現実的ではない。また、中国は地域格差及び地域内格差が世界最大レベルに達しており、単一の金融モデルで全体に対応することはできない。参入規制と農村信用社への過度の保護は、農村信用社の農村地域での独占的地位をもたらしたが、民間金融の発展を阻害し、農村信用社のサービス向上にはつながらなかった。

諸外国の例をみると、日本の金融機関では、数でみると08年2月現在でも農協や信組、信金という地域密着の中小金融機関が7割を占める。米国も約4万社ある金融機関の大半は地域密着の小型の金融機関である。血縁や地縁をもとにする小規模の金融機関は、情報やリスクの把握において優れているためである。

中国の農村金融で最も不足しているのは、郷鎮と村レベルでの小規模の金融機関であり、発展水準の異なる地域の多様な資

金需要は、多元化、多層の金融システムでなければ対応できない。厳しい規制のもとではこうしたシステムの構築は不可能に近い。

(2) 全面的開放を目指す最大の政策変更

上述した状況を改善するために、06年12月に中国はこれまでの金融改革のなかで最大の政策変更を行った。農村金融市場を外国資本や非金融資本等を含むすべての資本とすべての金融機関に開放するという目標に向かって、参入ハードルの大幅引下げを決めたのである。06年12月20日に銀监会が公布した「農村地域での銀行業金融機関の参入を緩和し社会主義新農村建設をよりよく支援することに関する若干意见」によって、「村鎮銀行」「農村資金互助社(組)」「ノンバンク」という3種類の新しい農村金融機関の設立が認められることになった。

従来のすべての改革と同様に、まず地域を決めて試行されたが、最初は四川省、青海省、甘肅省、内モンゴル、吉林省、湖北省という6省・区で実施された。この6省が選ばれたのは、農村エリアの金融機関数が相対的に少ないためである。07年10月にはその試行が全国範囲に広がり、現段階では各省に1～2社限定のテストが行われている。3種類の新型金融機関の内容と特徴を簡単にみる(第3表)。

「村鎮銀行」は、金融機関、一般企業と自然人の出資によって、農村地域に立地する銀行業金融機関であり、独立した企業法人である。出資人の中には少なくとも銀行

第3表 新規参入の3種類の農村地域銀行業金融機関

金融機関種類	最低資本金	出資者と出資比率等
村鎮銀行	県域(及び県と同格の市)では < 300万元 > 郷鎮では < 100万元 >	・出資人の中には少なくとも銀行業金融機関1社(自己資本比率8%, 直近2年連続営業利益段階黒字, 外資系の場合最低資産は10億ドル以上)が必要であり, 出資比率が20%以上でなければならない。つまり, 最大の株主または唯一の株主は銀行業金融機関でなければならない。 ・単一の自然人または単一のノンバンクまたは単一の企業法人の出資比率は10%を超えてはいけない。 ・村鎮銀行の代表取締役(董事長)と高級管理者は銀行業の仕事経験5年以上, またはビジネス経験8年以上(うち銀行業の仕事経験2年以上), しかも短期大学以上の学歴を持つものに限る。
農村資金互助社	郷鎮では < 30万元 > 行政村では < 10万元 >	・農家, 農村小企業(前年度が営業利益段階黒字)が出資する。単一の農家または単一の農村小企業の出資比率は10%を超えてはいけない。 ・組合員のために預金, 貸出, 決算等業務を提供する地域的・協同組合的銀行業金融機関である。組合員による民主管理を実施する。
ノンバンク(貸出公司)	< 50万元 >	商業銀行及び農村合作銀行により設立

資料 07年1月22日に中国銀行業監督管理委員会が公表した「村鎮銀行管理暫定規定」「農村資金互助社管理暫定規定」と「ノンバンク管理暫定規定」により作成

業金融機関1社(自己資本比率8%, 直近2年連続営業利益段階黒字, 外資系の場合最低資産は10億ドル以上)が必要であり, しかもその出資比率が20%以上でなければならない。つまり, 最大の株主または唯一の株主は銀行業金融機関でなければならないということである。県域の村鎮銀行を設立する場合, 最低資本金は300万元で, 郷鎮の範囲内では100万元となる。域外での貸出はできない。

「農村資金互助社」は, 郷鎮, 行政村の農民及び農村の小企業(前年度に営業利益段階黒字が条件)が出資し, 組合員のために預金, 貸出, 決済等業務を提供する地域密着的な協同組合金融機関である。最低資本金は郷鎮で設立する場合30万元, 行政村で設立する場合10万元となる。発起人は10名以上。単一の農家または単一の農村小企業の出資比率は10%を超えてはいけないほか, 支店開設は認められていない。資本金と設立エリアから分かるように, 村鎮銀行

に比べ農村資金互助社は小規模で地域密着の組合員のための協同組合金融機関である。

「ノンバンク」は, 商業銀行及び農村合作銀行が出資し, 農村地域に設立するノンバンク金融機関であり, 最低出資金は50万元となる。

全体をみてわかるように, 村鎮銀行の最大の株主または唯一の株主が銀行業金融機関でなければならないこと, ノンバンクの出資者を銀行業金融機関に限定していることが示すように, 新たな農村金融機関も既存の銀行の派生的存在にすぎない面が強く, 一般民間資本の金融分野への参入ハードルが依然として高い。

また銀監会の「意見」では, 「株式制商業銀行, 地方商業銀行は農村地域で支店等機構をつくり実質的貸出業務を行ったら, 設立された支店等機構は当該銀行の当年度内の支店等機構の設置数にカウントせず, また同時に発達地域での支店増設について優先する」というインセンティブがある。

都市部等発達地域で厳しく制限されている支店開設の許認可を使って、農村部に都市型金融機関を進出させ、貸出も増やそうというわけである。

（３）新型農村金融機関の設立の現状

08年1月末時点、これら3種類の新型農村金融機関はトータルで31社設立され、そのうち村鎮銀行が20となっている。07年12月に湖北省曾都で設立された「HSBC村鎮銀行」は中国農村市場に初参入した外資系銀行となった。さらに08年中に新型農村金融機関はトータルで新たに100社以上誕生する見通しである。HSBCは、湖北省曾都での村鎮銀行の運営・収支状況によっては08年に新たに6社程度を設立する可能性がある^(注10)と報道されている。そのほかにシティバンク、スタンダードチャータード銀行及びグラミンバンク（バングラデシュ）も参入の意思を表明している。

現段階で、村鎮銀行の設立主体は、地方商業銀行、国家開発銀行と農村信用社となる。営業店舗を拡大したい地方商業銀行にとって、人件費等運営コストの面から自行の支店を開設するより村鎮銀行をつくったほうが安くなるため、設立のインセンティブが生まれている。地域をまたがる支店を開設したい地方商業銀行や農村合作銀行等にとっては、異なる地域での村鎮銀行設立がその実現の手段となる。湖北省仙桃で設立された初めての地域をまたがる村鎮銀行は、北京農業商業合作銀行によるものであるが、設立の理由はまさにそこにあること

が当該銀行のヒアリングで確認できた。

4 大国有商業銀行の一つである農業銀行も村鎮銀行設立の意思を表明し、湖北省や内蒙古で設立の準備を進めていると伝えられる。これは、農業銀行の株式公開は財政からの巨額の資金注入が欠かせないが、その見返りとして「三農」への融資も責務として課されているため、村鎮銀行設立の試行に踏み切ったものである。また農業銀行は、将来、村鎮銀行などに資金を供給していく考えもあるが、その意味でも村鎮銀行の設立は資金供給業務の進め方についてノウハウを蓄積できるメリットもある。

国家開発銀行（以下「開銀」という）も強い意欲を表しており、すでに5つの村鎮銀行を設立したが、さらに新設を検討中である。この動きは開銀の改革と関連している。開銀は全国的に店舗があるものの、主として省庁所在地など大都市に集中しており、しかも店舗数は他の大手金融機関に比し、圧倒的に少ない。商業的自立を目指して改革を始めているが、業務と営業範囲の拡大が必要となり、村鎮銀行の設立はまさにチャンスとなったのである。

外資系銀行は中国の農村市場に大規模に参入するとは考えにくい。中長期的、戦略的視点で農村市場でのテストを行うことが当面の目的であり、短期的な営利目的ではないとみられる。湖北省での「HSBC村鎮銀行」の資本金は1,000万元にすぎず、仮に失敗しても損失は大きくない。一方でもし成功すれば、中国での発展戦略に大きく貢献することになる。

ただ、もしHSBCが多数の村鎮銀行を各地に設立し、将来的に村鎮銀行をネットワーク化した場合、中国でも有数の営業網となるだろう。農業銀行と農村信用社にとって農村地域における巨大なライバルとなりかねないのである。^(注11)

なお、最初に設立された3つの村鎮銀行の07年の経営成績は、吉林東豊村鎮銀行が税金還付を入れて約20万元の営業黒字。甘肅省慶陽瑞信村鎮銀行は101万元の営業黒字。四川省惠民村鎮銀行はわずかではあるが、赤字を出した。^(注12)

(注10)「我国今年将加快農村金融体制改革」(2008)

(注11)「村鎮銀行試点周年探營」(2008)

(注12)(注11)に同じ。

(4) 新型農村金融機関の成果

新型農村金融機関の成果は大きく言って「自由化の促進」「農村への資金環流」「競争による刺激」の3点が指摘できる。

自由化の観点で言えば、農村信用社への集中度が高く、制限の厳しい金融領域において、「歴史的な突破」を果たしたといえよう。少なくとも農村金融市場において自由化の試みが始まったことの意義は大きい。

農村への資金の流れを促し始めたことも間違いない。銀監会の発表によると、07年8月末までに設立された新型農村金融機関は23社(うち村鎮銀行11社、資金互助社8社、ノンバンク4社)で、資本金の総額は1億2,727万元(うち銀行資本は50.9%の6,480万元、産業資本は15.4%の1,954万元、個人資本は33.7%の4,293万元)、預金残高は1億9,345万元、貸出残高は1億1,953万元となっている。^(注13)

上述したように、これら3種類の新型金融機関の営業エリアは農村地域に限定されているため、07年9月までの約1億2,000万元の貸出残高はすべて農村地域への貸出増加となる。農村信用社に比べればまだわずかな金額ではあるが、農村への新たな資金の流れが生まれたことは今後の中国農業にとって大きな出来事に間違いない。

だが、実務上より注目すべきは「競争の刺激」であろう。新型金融機関の出現は、ほぼ農村金融市場を独占してきた農村信用社に対するライバルを作った。一つの例として、四川省儀隴県惠民村鎮銀行がある。同村鎮銀行は儀隴県南充市の南充商業銀行がメイン発起人となり、その他5社の企業と共同で200万元の資本金で、07年3月1日に設立された。07年4月25日時点では、預金は414万元、貸出は140万元となる。この貸出規模は、現地農村信用社の約10億元の貸出規模にはるかに及ばないものの、農村信用社の明らかな変化をもたらした。惠民村鎮銀行が設立されて以降、現地の農村信用社は直ちに27万枚の担当者付貸出サービス連絡カードを農家へ行って説明しながら配った。しかも、農家への与信枠は一般農家の場合1万元から3万元へ、特級信用農家の場合最高8万元へと引き上げ、かつ手続きが簡素化された。^(注14)

競争状態の出現は正規の金融機関内にとどまらず、非正規の金融機関に対しても刺激を与えている。非正規の貸出金利が低下する現象がみられるからである。前述したように農村の資金供給が不足しているた

め、民間金融機関の多くが高金利をむさぼる状態にあった。吉林省磐石の融豊村鎮銀行は07年3月1日に設立され、期間1年の短期貸出の金利は約11%である。これに対し、融豊村鎮銀行の営業範囲内の鉄西村の「抬銭」(日本の「頼母子講」に当たる)の金利は12%から18%となっている。この金利差によって、農家は自然に「抬銭」から融豊村鎮銀行の融資に転換している。^(注15)「抬銭」等民間金融に対する需要が減れば、自然とその金利も下がることになる。

また、今回の3種類の新型農村金融機関とは別に、05年から人民銀行の主導下で民間資本による小口融資会社である「小額信貸公司」が5つの省でテストされている。そのうち、05年12月に設立された山西省平遥の「日生隆」という小額信貸公司是20%の貸出金利を付けており、清華大学が調査に行った07年夏まで貸倒れも発生していない。現地では「日生隆」以外にもう1社が設立されており、この2社の参入によって現地のインフォーマル金融の貸出金利が低下してきたことが、前出の07年夏に清華大学が実施した調査で判明している。

(注13)「調整放寬農村地区銀行業金融機構準入政策首批試点初見成功」(2007)

(注14) 歷志鋼(2007)

(注15) 張宇哲(2007)

3 新型農村金融機関の直面する問題

(1) 預金吸収難による収益構造の未確立
新たに誕生した各地の村鎮銀行と農村資

金互助社が直面している最大の問題は預金が思うように集められずに収益構造が確立できていないことである。例えば、資本金2,000万元の村鎮銀行は、毎年の株主配当金を10%の200万元、販売管理費も10%の200万元とすると、毎年400万元の利益を出す必要がある。これを預貸金利差3.5%(現在の1年物の預金金利と貸出金利の差)で計算すると、年間少なくとも1.1億元の貸出が必要である。貸倒引当金を考慮すると、約1.2億元の最低貸出規模を持たなければ、経営は成り立たない。これは75%の預貸率で計算すると、年間少なくとも1.6億元の預金規模が必要なことを意味する。1年間でこの水準に達するには預金ゼロからスタートした場合1日約44万元の預金獲得は必要なことを意味している。

だが、現実には村鎮銀行は現状では1日当たりの預金獲得は平均で10万元前後にとどまっており、利益を出せる水準に到達するまでに最低3年間はかかり、そこまで経営を持ちこたえることができるかが大きな課題となっている。^(注16)

吉林誠信村鎮銀行は銀監会が最初に許可した3つの村鎮銀行の1つであり、07年3月に営業を開始した。同年8月末時点で、預金残高は617万元、貸出残高は1,416万元で、預貸率は229.5%となる。617万元の預金の大部分は県域内の企業による。東豊県内の14の郷鎮の預金規模は約8億元であるが、ほとんど農村信用社と郵政貯蓄に流れている。

07年10月末、四川省の儀隴惠民村鎮銀行

(07年3月設立)と北川富民村鎮銀行(07年7月設立)の預金残高合計は、714万元、貸出金残高合計は645万元で、預貸率は90%となる。^(注17)

このように預金獲得が進まない最大の理由は、村鎮銀行や資金互助社の信用力が不足しているからである。中国には預金者保護の預金保険機構がまだ存在しておらず、個人の預金は金融機関のリスクに全面的にさらされている。従って、多くの農家は預金を村鎮銀行ではなく、経営規模が圧倒的に大きな国有商業銀行や郵便貯金、政府とのつながりが強い農村信用社に預けることになる。また、村鎮銀行はネットワーク等インフラも整備されておらず、預金者にとって不便という面もある。

(注16)「第一批試点調研 吉林誠信村鎮銀行放貸減速」(2007)

(注17)「村鎮銀行照亮農村金融市場 来自新型農村金融機構首批試点省区的報告」(2007)

(2) 相変わらず高い参入ハードル

新規参入の金融機関に対しては依然として多くの設立要件が課されている。「意見」と「村鎮銀行管理暫定規定」は、村鎮銀行の最大の株主または唯一の株主は銀行業金融機関でなければならず、しかもその持ち株比率は総資本金の20%を下回らないこと、ノンバンクは50億元以上の資産規模を持つ国内商業銀行または農村合作銀行の設立した全額子会社でなければならぬと規定している。既存の商業銀行の参加がなければ村鎮銀行やノンバンクの設立ができないことは、参入規制が続いていることとほ

とんど変わらない。特にノンバンクに対する厳しい設立条件は、事実上、民間資金に対する参入禁止に等しい。

また現在、各省に1つか2つの村鎮銀行を設立するテストは全面的開放とは大きくかけ離れているといわざるを得ない。中国には2,860の県、4万1,040の郷鎮と64万の行政村がある。各郷鎮に1つの新規参入があるとする、4万以上の新規参入の金融機関が必要となる。08年には約100の新規設立が予測されているが、広大な農村地域に照らしてあまりに少なく、新規参入の加速が必要といわざるを得ない。一方で、金融監督の観点での問題もある。仮に全国の県の半分にそれぞれ1つの村鎮銀行ができたとしてもそれだけで約1,400にもなり、これを管理監督するには現行の銀監会の規模、システムでは明らかに不足している。

(3) 金融インフラの整備の遅れ

農業は鉱工業などに比べ、自然災害、天候など予測不能のリスクに、より大きく直面している。中国ではこれまで農業に関してはリスク補償の制度は存在していなかった。そうしたなかで、農業金融を自由化し、農家への資金供給に道を開いても、災害、天候不順などで不作に陥った場合、農家と金融機関が共倒れする構造になりかねない。過去の農業金融は農業外にリスクをカバーする機能が用意されていなかったがゆえに、金融機関が農家と同列に予測不能のリスクを負わされ、結果的に農村信用社が巨額の不良債権を抱え込むことになったの

である。農業の収益性の向上、自然災害等に起因する農業収入の変動等のリスクをヘッジしたり、実際に損失が発生した場合に補償する信用補完制度の構築など農業金融をめぐるインフラが整備されなければ、新たに設立された村鎮銀行などもかつての農村信用社と同じ道を歩まざるを得ない。

村鎮銀行は大株主である大手銀行からの多面にわたる支持が得られるという強みはあるが、その分、厳しい収益基準を負わされ、基準に合致しない融資には消極的になるといった面が想定される。現実には農村信用社は農村より都市部に融資する傾向が出ている。農業のリスクに対し、農家が融資に有効な担保をほとんど持っていないため、融資基準をクリアできないという別の事情もある。中国においては農地は担保にすることができない。農家の住宅家屋も財産であることを証明する「権利証」が発行されていないものが多く、担保にできないケースが大半である。また、農家が分散しており、その信用情報の把握が難しいという問題もある。村鎮銀行の運営からみると、農村信用社と同様のグループ保証か、村民委員会や村幹部の協力などのリスク回避手法を取り入れているのみで、農村信用社以上の競争力があるとは言えない。

4 今後の農村金融への提言

農村の金融改革を進展させるには、今後、民間資金の農村金融への参入を本格的に開放することが求められる。同時に民間資本

による農業金融の持続的発展をサポートする外部環境の整備も不可欠といえる。

(1) 預金保険制度と資金の供給制度

新規参入した村鎮銀行などの経営を軌道に乗せるには、まず意識すべきは村鎮銀行の資金調達ルートの確保であり、そのためにはマクロ環境として個人の預金を保護する預金保険制度の確立が必要である。農民が地元の村鎮銀行に資金を安心して預ける環境を整備することで、村鎮銀行は融資原資を得やすくなる。国家信用による預金保険制度の設立は、農村金融の活性化に不可欠である。並行的に村鎮銀行等に対して商業銀行等から資金が投入される環境を整備すべきである。また、村鎮銀行等の新型金融機関を育成し、資金の農村への還流を促進するという視点から、国有商業銀行や地銀または中央銀行から資金を供給するシステムの構築が有効となろう。

(2) 信用補完制度の整備

次に農業そのものに対するリスク対策も必要となる。自然災害保険、信用保証、農産品価格支持などの制度整備である。自然災害保険については、干ばつや洪水、台風、病虫害、疫病等災害によって融資先である農家の収入が減少し、返済できなくなるリスクをどう解決するかである。日本を含め先進国においては、自然災害、天候不順など不可抗力による生産への打撃などのリスクをカバーする政府支持による災害保険制度があり、それが農家の経営を安定させ、

金融機関の農業への融資を拡大する原動力にもなっている。

保険監督管理委員会の呉定富主席は、08年中に天災保険の運営モデルや管理体制の整備，賠償手続きの簡潔化などを通して，政策的農業保険の発展を進める方針を表明しており，政策的農業災害保険に関する条例を策定する予定である。

また，政府主導のもとで農家の担保力を補完する信用保証保険制度の整備も欠かせない。農地が担保にならない中国ではなおさら必要である。加えて，農家の信用情報に関するシステムを整備し，金融機関が農家への融資をよりきめ細かく実施できるようにすべきである。

政府は財政措置も含む様々な対策を講じることによって，農業と農村金融のリスクとコストを軽減することが可能であり，それらを活用して農業金融機関が収益性の向上を図れば，農村の資金供給不足の問題も解決に向かうだろう。いずれにしろ，重要なのは，経済が未成熟な農村地域では市場メカニズムだけでは解決不十分となる点である。

（３）協同組合的金融組織の発展促進

また，零細農家の状況がこの先も継続されるとみなされているなか，本稿ではあまり触れていない協同組合的な金融組織の農村資金互助社の発展を一層促進することが必要とされよう。この意味で日本の農村金融に力を発揮してきた組合員制度に基づく

農協は格好の先例となる可能性がある。日本は中国に対し，農村金融で多くの経験と知見を供与することが可能であり，今後も意識的に進める必要があろう。

< 主な参考資料 >

- ・韓俊等著（2007）『中国農村金融調査』上海遠東出版社
- ・劉玲玲等（2007）『中国農村金融発展研究』清華大学出版社
- ・李劍閣主編（2007）『中国新農村建設』上海遠東出版社
- ・王曙光（2007）「中国鄉村銀行的黃金時代即將來臨」『中國經濟時報』1月15日
- ・衛新江（2007）「村鎮銀行：蠟燭還是火炬」『決策』8月29日
- ・歷志鋼（2007）「四川：村鎮銀行“鯨魚效應”」『財經』5月14日
- ・張宇哲（2007）「吉林：兩種試驗」『財經』5月14日
- ・「外資首次涉足中国農村金融機構」（2006）『北京週報』8月
- ・「第一批試點調研 吉林誠信村鎮銀行放貸減速」（2007）『21世紀經濟報道』10月15日
- ・北京大学中國經濟研究中心（2007）「2006年農村家庭貸借狀況調查研究」『金融研究』11月号
- ・「銀監會擴大新型農村金融機構準入試點電視電話工作會議專題」（2007）『中国農村信用合作』11月号
- ・「調整放寬農村地區銀行業金融機構準入政策首批試點初見成功」（2007）『中国農村信用合作』11月号
- ・「村鎮銀行照亮農村金融市場 來自新型農村金融機構首批試點省區的報告」（2007）新華社通信11月28日
- ・「農村金融，新生兒面臨成長的煩惱」（2007）『人民日報』11月30日
- ・清華大學（2008）「中国農村金融發展研究 2007年度調查報告」1月7日
- ・「村鎮銀行試點周年探營」（2008）『21世紀經濟報道』1月16日
- ・「農村金融改革和新農村建設」（2007）『中国新農村建設』
- ・「我國今年將加快農村金融體制改革」（2008）新華社網，2月6日

（主任研究員 阮蔚（Ruan Wei）

・リャンウェイ）

『農林金融』創刊の思い

『農林金融』はこの4月号で、還暦を迎える。昭和23年（1948年）4月1日に創刊され、以後60年間ただの一度も休むことなく刊行が続き、12か月×60年で720号、当初2年ばかりは月2回発行していたためこの4月号は第746号となる。

この「談話室」欄も（株）農林中金研究センターが今の（株）農林中金総合研究所に改組された1991年の6月号に設けられて以来、18年にわたって各界の方に登場願っている。筆者は年1回、毎年4月号に執筆順が回ってくるが、ただの他愛ない偶然とはいえこの記念すべき還暦後の第1号とのめぐり合いを単純に喜んでいる。それにしてもよく続いたもので、永年にわたる関係者のご努力に心より敬意を表したい。

当時の農林中央金庫企画部発行になる創刊号の「創刊の辞」を見ると、「戦時水膨れ資産を整理し、わが国経済の再建を軌道にのせるため、昭和21年8月軍需補償打ち切りに伴う一連の非常措置が講ぜられたが、それから2年、再建整備は正にいばらの道を辿り、整理は遅々として進まず、経済復興を阻んでいる。＜中略＞農林中央金庫にあっても、この最終処理によって、戦時中生じた幾多の夾雑物を一掃し、この機に面目を改め、農林水産業の復興のため、わが国経済再建のため、真に民主的中央金庫の確立の第一歩を踏み出すこととなった」と背景が語られている。当時の金融機関の旧勘定の最終処理が直前の3月31日に完了し、戦後の再出発を行ったのが創刊の日の4月1日であった。

また更に「農業協同組合、水産業会、森林組合等を底辺として農林中央金庫を頂点とする系統組織であるいわゆる組合金融における情報、調査、意見の中央と地方との交流は、現在必ずしも十全とは言い難い。このような状態は、組合金融にとって少なからざる損失であると言わなければならない。下からの意向は速やかに中央に吸収され、中央からの伝達は地方に徹底してこそ、組合金融の円滑な運営が期待され、その発展を望むことができる。こういう意味合いから本誌の発行が企図された。本誌は農林水産金融の内容を率直に、且つ具体的数字をあげて報道し、真に中央と地方とが一体となって、いささか農林水産金融の発展に寄与しようとするものである」と発行の思いが述べられている。

2年後の昭和25年には機構改革で調査部が新設され、以後『農林金融』は調査部の発行となるがこの調査部新設の狙いについては、他部に触れた後「…一般金融経済及び農林漁業の産業事情などの調査を専管する調査部を新設し、常時

豊富適確な資料を基本として金庫運営上遺憾なきを期することとともに、組合金融中枢機関として常時所属団体方面に新鮮にして豊富な資料を提供しうる態度を整える…」とされた。経営にとっての調査、研究の重要性、必要性がうたわれており、以後判断のベースとなる調査とりわけ統計類の充実に長年注力がなされている。

時代は移って農林中央金庫調査部は、調査部研究センター併設等の変遷を経て平成2年に(株)農林中金総合研究所に生まれ変わった。当社は農林中央金庫100%出資の会社である。金庫が戦略、方針を立てる上でより系統金融の現場の実態の把握が必要であり、そのため金庫各部から当社へ調査のオーダーがこのところ増えている。これに応えていくのは当然の責務であり、その意味では当社はより金庫の調査部的位置付けが増しているともいえる。

一方、それにとどまらず、経済事業はじめ系統の諸事業にも役立つ調査・研究、経済・金融に関するマクロ・ミクロ情報のタイムリーな発信等も重要なことであるし、加えて中・長期的な視点に立って今後の系統組織のあり方、我が国の社会・経済システムの中での協同組織の位置付け、有用性等を研究し訴えていくのも当社の大事な仕事である。また、何かと財界等、外の世界からの農協批判が強い中、事実誤認に基づくもの、あるいは為にする論調等については、これらに正しく反論していくことも重要なことである。さらにこれだけ食の安全、環境保全、自然との共生等々について国民の関心、期待が高まっている中で農協系統は何ができるのか、何をしなければならないのか、何を期待されているのか、について発信を続けていくことも当社の役割と心得ている。そういう意味で、情報交流・発信の重要性という創刊の精神は、今に受け継がれ、生き続けているし、今後とも調査・研究の一層のレベルアップに努めていかなければならないものと考えている。

3月10日の日本経済新聞に農林中央金庫が全面広告を出している。「この国の農林水産業への支援を通じて、人々の確かな「暮らし」と「食」に貢献する「意味のある銀行」それが私たち農林中央金庫です」というもの。一般の人々への理解度向上と採用のためであろうが、この「意味のある銀行」というのが好きである。もうかれこれ20年近く前になるかもしれないが、人事部が作る採用パンフレットに登場させ、以後続いている。

「意味のある銀行」「意味のあるJAバンクシステム」「意味のある系統組織」をより強く大きくしていくために、『農林金融』は今後とも回を重ね発信を続けていくことが期待される。

((株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 大多和 巖・おおたわいわお)

現地にみる中国農村金融改革とその課題

——蘇州市・江西省における事例から——

〔要 旨〕

- 1 経済発展が著しい蘇州市の農村信用社は、改革の開始に伴い、県単位で一体化し農村商業銀行となった。預金・貸出金ともに順調に増加しており、上場も視野に入れている。また、他の地域に村鎮銀行を設立するなど、農村部での事業展開にも意欲的である。

蘇州市政府は、公的保証制度、保証料・金利補助制度、農業共済制度など全国的にも先駆的な制度を作り、改革を支援している。

- 2 江西省では農村信用社組織を維持しながら改革に取り組んでおり、省段階の管理・指導を行う省連合社を設立した。その指導の下に農村信用社を県レベルでの連合社に統合を進め、また、業務のルール化や従業員教育などに力を入れている。この結果、農村信用社の業容は省内金融機関一の拡大をみせ、地域経済の発展に密着した金融機関として評価されている。このような改革が成功した背景には、有能な人材を確保した省連合社による充実した指導がある。

- 3 中国は広大で、地域によって農村金融をめぐる環境も大きく異なるため、多元化された財産権モデルによって農村金融改革を進める方向は合理的なものと思われる。

ただし、農村商業銀行の脱農化の可能性への対処、農村信用社の協同組合的特質の回復・強化、農村金融組織の資金充実と体制整備、共済制度や保証制度など政府の効果的な支援措置、人材の育成など、多くの課題もある。日本の経験を生かせる場面も多く、この分野での日中両国の一層の連携が期待される。

目 次

はじめに

1 蘇州市における農村商業銀行の展開

- (1) 蘇州市の概況
- (2) 農村商業銀行の誕生と新しい動き
- (3) 江蘇呉江農村商業銀行にみる改革
- (4) 注目すべき蘇州市人民政府の支援

2 江西省における農村信用社改革

- (1) 江西省婺源県の概況
- (2) 江西省における農村信用社改革

(3) 婺源县農村信用社合作連社にみる改革

(4) 農村信用社の融資事例

3 2 地域の事例を通してみた成果と課題

- (1) 農村金融機関の形態
- (2) 農村信用社の協同組合的特質の回復・強化
- (3) 農村金融定着化のための取組み
- (4) 政府の支援措置
- (5) 農村金融を担う人材育成と体制の強化

おわりに

——農民組織との関連で——

はじめに

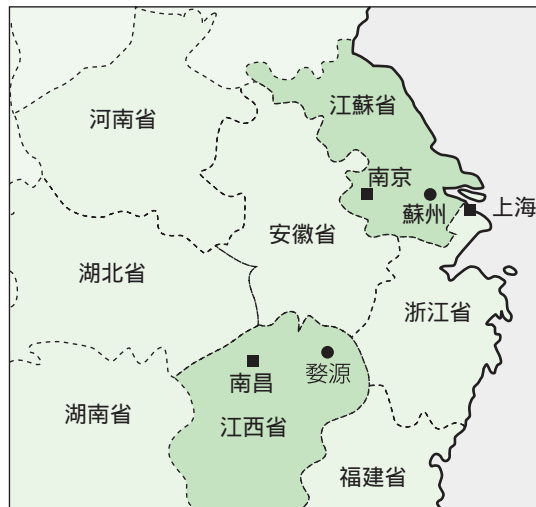
急速に経済発展を遂げつつある中国は、一方では、所得格差や資源環境制約等の課題も抱えている。三農（農業・農村・農民）問題の解決はそのなかでも最大の政策課題の一つであり、そのためには、農村金融の確立も重要な課題である。

中国の農村金融において、長い間主要な地位を占めてきた農村信用社は、新中国成立後、協同組合的な農村の合作金融組織として発足した。しかしその後、人民公社の時代にはその内部機構として吸収され、その後農村信用社の組織が回復してからも、中国人民銀行や中国農業銀行の下部組織的な位置づけが長く続いた。このような経過のなかで、協同組合としての組織の実質が未確立で、農村への資金供給機能も弱く、また多額の不良債権の発生をみるなど、農村信用社は多くの課題を抱えている。

こうした状況に対して、中国政府は2003年から農村信用社の実験改革に着手した。その重点の一つは、農村信用社が今後、協同組織としての農村信用社に加えて、株式制商業銀行、協同組合銀行という異なる法人形態を選択することを可能にするというものである。また、これらの組織に加えて村鎮銀行（今回の改革で認められた新しいタイプの農村銀行）や金融互助組織など多様な形態の金融組織が農村金融市場に参入することについての自由化も進めている。もう一つは、信用社の管理体制を改革し、その管理を地方政府の責任に委ねることである。これらの改革の詳細については、本特集号の他の2論文を参照されたい。

農林中金総合研究所は、1999年以降、中国におけるセミナーの開催や相互訪問により、農業・農村問題をテーマとする交流を深めてきた。そして、06年からは、農村金融をテーマとして、日中の共同研究に取り組んでおり、07年10月にはその一環として、

第1図 訪問地域略図



蘇州市および江西省婺源（Wu Yuan）県を訪問し、農村金融改革の現場に接する機会を得た（第1図）。蘇州市における訪問先は、蘇州市人民政府農村工作弁公室、江蘇吳江農村商業銀行本店である。また、江西省における訪問先は、婺源県農村信用合作連社（本店および江湾支店）、婺源林生実業有限公司である。なお、江蘇省および江西省は、03年に国务院の通知によって農村信用社改革が開始された際に対象となった8つの省・市に含まれており、全国のなかでも最も早く改革に取り組んだ省に属する。

本稿では、これら2地域における農村金融改革の実例について紹介するとともに、それを踏まえて、中国農村金融改革の課題について考察する。

1 蘇州市における農村商業銀行の展開

（1）蘇州市の概況

蘇州市は、長江デルタ地域に位置し、上海から車で約1時間の距離にある。中国の沿海部が急速に発展するなかで、蘇州市ではハイテク産業など近代的な製造業の成長が著しく、外資企業の進出も盛んである。農村人口は市人口の43%を占めているが（戸籍ベース）、兼業農家が多く、GDPに占める農業の割合も1.9%と低い（06年）。

（2）農村商業銀行の誕生と新しい動き

今回の農村信用社改革の開始に伴い、蘇州市においては、郷鎮レベルで組織されていた農村信用社を県レベルの法人として統合し、同時に、農村商業銀行化が行われた。この結果、04年に、5つの県および1つの区ごとに計6つの銀行が設立され、すべての農村信用社は商業銀行に転換した。^{（注1）}

改革にあたっては、出資者の拡大が図られ、私営企業や個人の出資も募られた。貸出の対象も、農家に限定せず、商工業も対象としている。農家自身、地域の経済発展が進むなかで、農業だけでなく商工業も営む人が出てきている。また、現在のところ貸出は県内が対象であるが、地域の制限はなく、自由度が高い。

銀行としての体制整備も進められ、各郷鎮には支店が置かれた。ただし、改革前には村レベルに置かれていた農村信用社のス

テーションを廃止する対応もとられたという。

農村商業銀行の事業は順調に推移しており、06年現在、6行合計で預金は872億元、貸出金は600億元にのぼり、蘇州市における銀行の中で最も業績のよい金融機関となっている。その理由は、以前の農村信用社組織のネットワークが活用できること、農家の事情に詳しいこと、02年から全国的に展開された農家への資金供給対策としての小口融資制度を扱うのは農村商業銀行だけであること、などの優位性があることである。^(注2)

また、これらの農村商業銀行は、06年に農村金融への参入を自由化する改革が行われたのを受けて、地域を越えて事業を拡大する動きがみられ、農村商業銀行が村鎮銀行を設立したり、他の地域の農村信用社に出資するなどの動きが出ている。

さらに、これら農村商業銀行の中では、上場を目指す動きもあり、現在2行が準備を進めている。そして、上場した場合は外資も歓迎するとのことであり、これらの地域の農村商業銀行は、改革前の農村信用社から大きな変貌を遂げつつ、発展の道を歩んでいる。

(注1) 蘇州市は「地区級市」であり、県より上級レベルに位置づけられる。郷鎮は県の下、村は郷鎮の下、行政単位である。また、区とは、市が管轄し、県と同格の行政区画である。

(注2) 小口融資制度は、農家への小額信用貸付であり、事前の審査を経ていれば、限度額の範囲で農村信用社から簡単に融資が受けられる制度であり、02年以降全国で急速に拡大してきている。

(3) 江蘇呉江農村商業銀行にみる改革

江蘇呉江農村商業銀行は、今回の農村信用社改革のなかで、中国銀行業監督管理委員会（以下「銀监会」という）が初めて設立を許可した農村商業銀行である。この銀行は、従来呉江市内にあった農村信用社が一体となって商業銀行化し、04年8月に発足した。^(注3)

銀行の概要は第1表にみるとおりである。株主1,656戸の内、自然人株主は93%を占め圧倒的に多いが、出資金額の構成をみると、法人株主が47%を占めている。なお、今回の農村信用社改革のなかで、自己資本充実に目的として、従業員の出資が奨励されたケースが多いが、当行においても、従業員の出資比率は20%と高い割合にのぼっている。

組織機構の面では、株主総会、理事会、監事会、経営層による統治機構が整備され、リスク管理委員会やリスク管理部の設置など、リスク管理体制も強化された。支店は26あり、これは、旧農村信用社に該当する。その下に、48の分理処が置かれている。

第1表 江蘇呉江商業銀行の概要
(2007年6月末現在)

	(単位)	概 要
預金	億元	190
貸出金	億元	134
預貸率	%	70.4
資本金	億元	4
資本充足率	%	9.6
株主数	戸	1,656
従業員数	人	688
営業拠点		本店1, 支店26, 分理処48

資料 ヒアリング資料から筆者作成

事業は順調に発展しており、銀行発足後の約3年間で、預金は約1.8倍に、貸出金は約1.9倍に、資本勘定は約1.9倍に増加した。民間企業と大規模農家が主な貸出対象であり、呉江市内の民間貸出の6割、大規模農家貸出の95%、呉江市内における銀行貸出件数の5割（1万1千件）を占めている。このようなことから、株主からは、「自分たちの銀行」と呼ばれている。

改革に伴う新しい取組みにも積極的である。株式上場について申請済であり、また、湖北省では村鎮銀行を設立し、江蘇省北部の信用社にも出資する予定である。当行は、村鎮銀行を設立した農村商業銀行としては、北京市農村商業銀行、蘇州市常熟農村商業銀行に次いで、3番目の銀行である。

当行はこのように、経済発展が著しいこの地域の優位性と農村信用社時代からのネットワークや地域とのつながりを生かして、農村商業銀行として順調なスタートを切っているといえよう。

（注3）呉江市は「県級市」であり、蘇州市に直属している。

（4）注目すべき蘇州市人民政府の支援

蘇州市における農村信用社改革が順調に進んでいる背景として、蘇州市人民政府がさまざまな先駆的な支援措置を講じていることが注目される。それは、公的保証制度、小口保証料・利息補てん制度、農業共済制度、土地株式合作社の設立などである。

公的保証制度は、政府100%出資（2億元）により設立された農業融資担保会社が実施している。出資金の6倍の融資保証が

できることから、12億元の保証が可能であり、中国一の規模となっている。保証の申請後、公司指定の金融機関から借り入れることになるが、融資のほとんどは、市内6つの農村商業銀行によって行われている。

小口保証料・利息補てん制度は、上記公的保証制度借入にかかる保証料（1%）および、小口融資（注2参照）に認められる上乗せ金利を政府が補てんするものである。^{（注4）}

農業共済制度は、耕種・畜産等において、約10の作目が対象となっている。農家経営の大規模化と制度の効率的運営を図るために規模要件を定めているが、米は100%加入可能で、養豚は500頭以上、養鶏は5,000羽以上等となっており、全体として、7割以上の農家が加入できる要件設定となっている。市および県政府が、農家掛金の60%を補てんしている。

土地株式合作社は、村で農民が共同で設立するものであり、農地を集約して請負耕作者と契約を行う。農家の脱農が進んでいることから、農地を保全するための政策と位置づけている。

公的保証や農業共済などここにあげた政策は、中国において大きな課題として認識されながら、なかなか導入が進んでいない。蘇州市においても、制度発足後の期間が短いものもあり、その本格的な活用はこれからのものもあるようであるが、このような先駆的な取組みは、注目に値するものである。

農業共済制度をはじめとして、これらの

政策を導入するにあたっては、日本の事例が参考とされ、幾度も来日して研究が重ねられたという。市人民政府では、この地域の工業が発達したからこそこのような政策ができるようになったとしている。そのような恵まれた経済条件と、政府の積極的な取組姿勢が合わさって、先進的な取組みとして実を結んだのだといえよう。

(注4) 小口融資は小ロットでコストが高いため、融資機関には、通常金利の20%～50%の金利上乘せが認められている。

2 江西省における 農村信用社改革

(1) 江西省婺源県の概況

蘇州市の次に訪問した江西省婺源県は、江西省の東北部に位置し、省都南昌から車で約3時間半の、安徽省・浙江省との省境に近い山間部の農村である。16の郷鎮に人口34万人が暮らしている。水と緑が豊かで、生態系・生態環境を守るモデル地域に選ばれ、「中国最美的鄉村」(中国で最も美しい農村)をキャッチフレーズとしている。水田、茶、果樹などの農業、内水面漁業のほか、近年は観光業も発展しつつある。また、朱子の故郷としても知られる。

(2) 江西省における農村信用社改革

ここではまず、江西省全体における農村信用社改革についてまとめる。

江西省は、03年に開始された農村信用社実験改革を実施する省・市の一つとなった。そして、農村信用社の組織を維持しつ

つ改革を実施する方針を採用し、04年5月に省連合社を設立した。この連合社は、省政府の指導管理の下に、省政府から委託を受けて、以下の事項を目的とする業界管理機能を果たすものとされている。

会員農村信用社の業務のルール化を進める。

農村信用社の競争力を高める。

省経済の発展に貢献する。

省連合社は、会員となる県連合社による出資で設立され、現在の職員は約50人程度である。省連合社の業務は、管理(農村信用社の定款・規程の作成も行う)、指導、調整、サービス(教育を含む)等であり、実際の金融業務は行わない。また、管理の内容はリスク管理とマクロ的な指導であり、具体的な個別業務には介入しない。省連合社は下級の市政府・県政府に管理権限を委譲せず、みずから管理を行う。省連合社の運営費用は、会員信用社から徴収する。

改革開始後の農村信用社の業容は、順調に拡大している。省全体での資産規模は3年間で2倍になり、07年6月末現在の預金と貸出金残高の合計は1,452億元にのぼっている。この間の伸び率は、預金・貸出金ともに省内金融機関の中でトップであり、預金では14.9%、貸出金では15.1%の省内シェアを有するに至った。省内では、私有企業への貸出の3～4割、農家貸出の9割以上、レイオフ者への政策融資の65%以上、国が利息補てんを行う大学生奨学金融資の5～6割を農村信用社が占めている。改革前には50～60%あった不良債権比率は約

15%まで低下し、92の傘下農村信用社中96%が黒字化を達成するなど、経営も改善された。こうして、江西省の農村信用社は、地域経済の発展に密着した金融機関としての評価を得るようになった。

また、情報化に力を入れ、機能の拡充も進んでいる。キャッシュカードは、省内どこでも使用が可能になった。さらに、「百福カード」という名称のデビットカードは「銀連カード」(銀行業連合会)に加入し、全国どこでも預金引き出しが可能になった。

さらに、特筆すべきことは、マネジメントの改善が大きく進んだことである。まず、農村信用社の業務のルールが確立したことがあげられる。省連合社によって300以上のルールと400のマニュアルが制定され、省内統一のマニュアルに従って仕事をするようになった。また、従業員の教育にも力が入れられており、「敬業」(職業を愛する)、「勤勉」、「サービス開拓」を企業文化にするよう取り組み、従業員の意識が大いに改善された。

このような成果の上に立って、07年には、県域経済のメインバンクになる、コミュニティのリテールバンクになる、農民に好かれる村の銀行になる、という新たな3つの柱を打ち出している。

(3) 婺源県農村信用合作社連社にみる改革

婺源県では、20あった郷鎮レベルの農村信用社を統合して、県レベルの農村信用社

第2表 婺源県農村信用合作社連社の概要
(2006年8月末現在)

	(単位)	概 要
預金	億元	97
貸出金	億元	69
預貸率	%	71.7
出資金	万元	2481
資本充足率	%	108
出資者数	戸	80003
従業員数	人	198
営業拠点		本店1, 支店20, 営業所1, 分社7, 貯蓄所4

資料 ヒアリング結果を元に筆者作成

(合作社)が05年3月に設立され、05年9月に営業を開始した。この連合社の概要は、第2表にみるとおりである。出資者は農民、商工業者、従業員などであるが、純農村地帯であることを反映し、商工業者はわずかである。婺源県内の金融機関としては、一番の業容を整えている。

県連合社への統合にあたっては、省連合社が大きな役割を果たしたとのことであり、そのおかげで統合はスムーズに行われたという。

この改革の結果、農村信用社の統治機構として、社員代表大会^(注5)、理事会、監事会の3つが明確化され、また、内部管理のルールが作られるなど、多くの改善がみられた。ただし、江湾村の支店の話では、社員代表は投票で選出するものの、日本の農協で行われる集落座談会のような社員集会はなく、江湾村出身の理事もいないとのことであった。

また、不良債権については、全国方式による資金注入(一定の条件の下に、人民銀行の手形により不良債権を処理する)によって

処理を行うとともに、郷鎮企業の資産売却等による回収を進めた。さらに、マニュアル化を進めて不良債権の新規発生防止を図っている。

事業の実施面においても、地域における三農のメインバンクとしての評価が高まり、農家の預金が増加している。また、農家への貸出にも力を入れ、農家の高利貸への依存度が低下している。これらの結果、01年末から06年末にかけて、預金は151%、貸出金は158%増加した。

貸出のうち32%は小口融資であり、農家への貸出の中で最も重要な商品となっている。事前の審査を経て信用貸出のカードを配付し、これがあれば必要な資金を簡単に借りられる制度であり、婺源県では約90%の農家にカードが配布されているという。貸出限度金額は信用度によって4段階あり、最高は10万元、平均的には3～4万元となっている。農家審査の方法で印象的であったのは、村段階の行政組織である村民委員会の委員が関与していることである。小口融資農家信用評価は、村民委員、社員代表、従業員、信用社主任等が集合して実施され、村民の実情に詳しい村民委員を入れることによって、審査の水準を確保しようとしている。

（注5）「社員」とは出資者を指す。以下同様。

（4）農村信用社の融資事例

——婺源林生実業有限公司——

当信用社の融資先である婺源林生実業有限公司は、6つの鎮の農家が出資する茶の

栽培・加工・販売の龍頭企業であり、本社は婺源県賦春村にある。当会社は、現在の代表が1983年に茶の栽培で創業した。当初は4haの茶園の栽培を請け負って開始し、農村信用社からの借入によって茶園の拡大と機械の導入を進めてきた。

この間、地域の農家に呼びかけて「林生茶葉合作社」を設立し、それ以前は農家が直接町に出荷していたものが全量合作社を通した出荷に変わった。当社は6つの鎮に工場を置き、これらの茶の加工を行っている。

この結果現在では、直営農場約200ha、農家との契約農場約700ha、6鎮以外の地域での契約農場約200haの規模にまで拡大している。製品の出荷先は江西省内、北京、上海、武漢等が主であるが、EUの有機農産物認証も取得しており、海外市場の開拓にも意欲を燃やしている。

こうして、現在では約3,000戸にもものばる農家と共に事業を行っているが、当初は共同して事業を行うことには、人民公社時代の経験から農家の抵抗感が強かったのだという。しかし、一緒に事業に取り組み、利益を得てきたことから、現在では農家から感謝されている。そして、このような事業の展開は、農村信用社があったからこそできたのだと、代表は強調していた。当地では、「農村信用社は農家の最も親しい友人」がスローガンになっているとのことであるが、当会社は、そのよい事例と言えるであろう。

(注6) 中国では、農村の経済を発展させる手段の一つとして、企業が農家を集めて生産資材の供給、指導、生産物の加工販売を行う方式が重視されており、このような企業を龍頭企業と呼んでいる。

3 2地域の事例を通して みた成果と課題

ここまで、2つの地域での農村信用社改革の事例についてみてきた。これらの事例は、大変うまくいっている事例であるが、中国は広大であり、地域によって条件も大きく異なっているため、改革がどこでもこのように順調に進んでいるとみることはできない。むしろ、三農問題の解決が毎年政策の最重要課題としてあげられていることからわかるように、多くの問題と課題を抱えながら進められていると考えるべきであろう。

ここではそのことを念頭に置いた上で、2地域の事例との関連において、中国における農村金融改革の成果と課題について考察し、また可能な範囲において具体的な提案も行うこととしたい。

以下、農村金融機関の形態、農村信用社の協同組合的特質の回復・強化、農村金融定着化のための取組み、政府の支援措置、農村金融を担う人材育成と体制の強化、の5つの点を柱に考察する。

(1) 農村金融機関の形態

「はじめに」でも触れたとおり、中国における農村金融改革は多元化された財産権

モデルによって進められており、協同組合的な農村信用社に限定せず、農村商業銀行、農村協同組合銀行、村鎮銀行、農村信用互助組(小規模な相互金融組織)、さらにはノンバンク形態も含めて農村金融機関の多様化と農村金融市場への参入自由化が図られ、それをとおして農村金融を活発化することが目指されている。

中国の地域的な経済発展の多様性を考えると、このような方向は、合理的な方向であると考えられる。かつての日本での農協発足時には、全国の農村は比較的均一な姿にあり、また伝統的な村落共同体が大きな機能を発揮していて、全国統一的な農協組織を建設しやすい状況にあったといえるが、現在の中国でそれと同じ方式を志向するのは非現実的であろう。

しかし、農村金融を銀行が担う場合、さまざまな問題が生じることに留意する必要がある。

蘇州市の事例は、中国にとって大きな課題となっている都市の発展の成果を農村に波及させることの具体例であり、その積極的な意義は評価すべきであるが、一方では、農村金融機関の商業銀行化は、常に、脱農化と隣り合わせであることも忘れてはならない。それは、商業銀行は、利益の追求が基本的な目的であり、一般に、農村からより収益機会の多い都市に向かうからである。日本においても、農村金融の担い手として期待された勸銀や農工銀行は脱農化の道をたどり、そのことが協同組合としての産業組合の誕生につながっていった。この

ような問題にどう対処すればよいのか、今から考えておく必要がある。

また、農村商業銀行が成立しえない地域も広く存続すると考えられ、農村商業銀行が設立された地域においてもその事業対象から外れる零細農民等が少なくないと考えられることから、これらの地域や人々に対しては、農村信用社は引き続き重要な役割を発揮していくことが求められるであろう。

さらに、このような農村金融市場の自由化が、農村金融機関の経営リスクを高めることにも十分な注意が必要である。農村商業銀行や農村信用社を含むあらゆる形態の金融機関にとっての、経営不振となった場合の市場からの退出基準とそのプロセス、その場合の株主責任（あるいは出資者責任）についても、明確にすることが重要である。

（２）農村信用社の協同組合的特質の

回復・強化

農村信用社は、人民公社に吸収されるなどの歴史的経過の反映として、出資者の当事者意識が極めて希薄であり、またその運営にも、出資者の意向が反映されず、むしろ地域の集団組織によって左右されるという問題が長く指摘されてきた。このことは今回の農村信用社改革においても大きな課題となっており、「三会の機能不全」や「権力の倒置」が大きな問題として意識されている。

「三会」とは、社員大会、理事会、監事会を指している。近年多くの農村信用社で

はこれらの組織が整備されたが、その運営は形骸化している面が少なくない。また、「権力の倒置」とは、本来は農村信用社が上級の連合社に対する自主的な権利を行使すべきであるのに、実質的には連合社に対する従属関係にあることを指す。蘇州市および江西省の事例をみても、出資者あるいは株主による統治という面では、十分とは言い難く、むしろ上からの適切な対応に支えられて、組織の改革と事業の拡充が進んでいるといえよう。農村信用社が協同組合的な実質を備えようとするのであれば、このような問題を解消することが不可欠である。

日本の農協が発足した際には、終戦後の農地改革による広範な自作農の創設などの農村社会の変化、農業会の一斉解散と農協の急速な設立、協同組合の原則を農協のなかに浸透させようとするGHQの強い意志等が、組合員自治の確立にプラスに作用したと考えられるが、中国の場合は、さまざまな手段を組み合わせながら取り組んでいく必要があるであろう。具体的には、以下の３点があげられる。

第一に、ガバナンスの確立のための法・制度面からの手当てであり、これは、すでに実施されてきているところである。

第二に、管理機能の内容とそれを担当する組織を明確化することである。従来ともすると、上級組織がすべての面で権力を行使し、なかでも、個別の業務に介入・指示することが少なくなかったと言われるが、これからは、法律等に基づく行政としての

管理機能は中央・地方政府，連合会的な機能（共通した事業戦略・方針の策定，事業推進に関する指導，教育・研修，余裕資金運用，業界代表機能等）は連合社，監督管理は銀監会，というように，管理機能と担当組織を明確に整理することが重要である。

第三に，このようなことが遵守され定着するための，具体的な手段がとられることが求められる。農村信用社に対する監督権限は，今回の改革に伴い省政府に移管されたが，地方政府がその本来果たすべき機能を十分に果たしているかどうか，またその機能の逸脱がないかどうかは，中央政府がチェックし管理すべき事柄であろうし，同様に，連合社の機能についても，それを上級の立場からチェックし指導するような組織が必要かもしれない。それは，全国連合社ではなくても，指導機能を発揮する協会のようなものでもよいであろう。

（３）農村金融定着化のための取組み

農村金融を定着化するためには，いままでみてきたような農村金融組織の整備に加えて，実質的に金融が円滑になるような取組みを進める必要があるだろう。

まず，農村信用社の体制整備と併行して，農村信用社が農村における信頼される金融機関としての実質を備えていく必要がある。日本においても，農村の資金不足の時期には一貫して農協の貯蓄運動が続けられ，資金の充実が目指されたが，このような取組みは，農村金融機関が自立して機能を発揮できるようになるためには不可欠で

あろう。

また，資金供給面では，日本でも農林漁業金融公庫を通じた政府資金の供給が大きな役割を果たしたが，これは，中国においても，同じような重要性を持つであろう。特定の目的に沿った政策融資は，農村金融にとって欠かすことができない。そして，農業銀行や農業発展銀行の農村部での店舗展開が限定的であることから，農村信用社組織は政策資金の供給パイプとして期待できるのではないだろうか。また，農村信用社の資金が充実してくれば，日本における農業近代化資金のような，利子補給制度も検討する価値があるだろう。

このような資金面の対策に加え，貸出の審査・管理ノウハウの確立と普及も重要であろう。現在，農村信用社の不良債権比率は，以前と比較して大幅に低下しているが，これは，公的資金の注入によるところが大きい。また農家への貸出は小口融資が主であるのが現状であり，高いノウハウが必要とされる大型営農貸出等のための体制整備は，今後の全国的な課題である。

（４）政府の支援措置

農業は天候に左右され，また特にアジアにおいては零細経営が多いことから，農業融資は一般にリスクの高いものである。

このため，日本においても，農業共済制度（災害保険制度），農業信用基金協会等による制度保証，さきにあげた農林公庫資金や農業近代化資金などの制度資金が用意されている。このような政府の支援措置なし

には、農村金融が円滑にすすむのは困難ではないかと思われる。事例でみた蘇州市政府の取組みは、まさにこのような問題に対応する先進的な取組みといえる。

政府の支援措置は、これだけにはとどまらない。たとえば、中国では農産物の流通機構が未整備な地域が多く、農民が生産物を直接現金で販売するケースも多い。流通面も含めて、農業を全体的にサポートするインフラの整備も、金融が円滑に行われる前提条件として、重要である。

(5) 農村金融を担う人材育成と体制の強化

江西省における農村信用社改革が成功した理由としては、省連合社を組織して、その指導・管理機能を十分に発揮することができたことが大きい。そしてなぜそのような指導が行われたのかを考えると、その背景には、農村金融を確立し地域に貢献する農村信用社を作ろうとする強い意思と熱意を持ち、マネジメント能力と実務能力を備えた有能な人材を確保できたことがあるように思われる。

政府の支援措置が不可欠であることからわかるように、農村金融は市場原理に任せただけでは決して確立できるものではない。すでに触れたとおり、農村信用社の「三会」の機能を発揮するためにも、各級連合社等をとおした適切な指導機能の発揮が不可欠であるし、貸出ノウハウの確立等具体的な業務に関しても、農村信用社等の農村金融組織が共同して取り組むべきこと

がたくさんある。

したがって、このような取組みを可能とし、レベルアップさせられるような、人材の育成が、これからは必要になってくるであろう。

この点についても、日本は多くの経験を持っている。農協組織は伝統的に教育を重視し、組合員に対する教育はもちろん、役員に対する充実した教育プログラムを提供してきたし、そのための学校も各地に運営してきた。中国においても、このような人材育成への取組みが、長期的にみた場合、大きな果実をもたらすように思われる。

おわりに

——農民組織との関連で——

中国では、07年7月に「農民專業合作社法」が公布・施行された。これは、農民の協同組合を法制面で規定するものであるが、事業内容には金融事業は含まれず、いわば、専門農協的な組織を志向するものである。このほかに、金融事業に関する組織としては、本稿でみてきた農村信用社があるが、これは、すでにみてきたような問題を抱えている。

こうした状況の下で、恵まれた地域における大規模な企業的経営は專業合作社に加入し、金融面でも多様な形で進出する農村の金融機関の恩恵を受けることが可能になるであろう。しかし、その対象から外れる農民も広範に存続すると考えられることから、他方では、農村信用社を強化すること

に加え、農産物販売や技術指導面で農民をサポートする何らかの組織が必要になるのではない。そのような組織の一形態として、総合農協方式の導入がよい結果をもたらす地域も出てくるように思われる。

また、農民専門合作社の社員にとっては、販売代金の決済などの面で合作社と農村金融機関との連携が必要になるし、社員に貸出を行う金融機関側からみても、貸出審査や事後管理を行うためには、合作社との連携が課題になるかもしれない。

中国の農村金融改革は、自由な競争原理をも取り入れつつ走り出しており、本稿の事例でみたとおり成果を生み出しつつあるが、一方では多くの課題を抱えており、そ

れは、単に農村の金融機関のあり方のみならず、農産物流通インフラの整備や農民組織のあり方など、広い範囲の問題と絡み合いながら進行していくであろう。そのなかでは、すでにみてきたとおり、日本における経験を生かせる場面も少なくない。

中国における三農問題をいかにして解決するかは、環境問題などと同様、単に中国だけではなく、周辺のアジア諸国にとっても無関係ではありえない重要な問題である。そのような観点の下に、農村金融の分野においても今後さらに日中両国の交流と共同した取組みが広がることを期待したい。

（理事研究員 石田信隆・いしだのぶたか）



米国における投資信託の成長と日本への示唆

目 次

はじめに

- 1 主要な金融仲介のパイプに成長した投資信託
- 2 米国の投資信託の仕組みと種類
 - (1) ミューチュアル・ファンドの仕組み
 - (2) ミューチュアル・ファンドの種類

3 米国投資信託の成長の要因

- (1) 市場環境的要因
- (2) 制度的要因
- (3) 業者側の要因
- (4) 投資家側の要因

4 日本への示唆

〔要 旨〕

- 1 米国の投資信託は、家計の約半分に保有され、中産階級の主要な投資商品として浸透している。2007年末純資産残高は13兆ドルに達し、ミューチュアル・ファンドと呼ばれる常時解約可能なオープン・エンド型のものが大部分を占めるが、近年、ETF（株価指数や商品指数などに連動する上場投資信託）も増加している。
- 2 ミューチュアル・ファンドは、ファンド自体が一つの投資会社の形態をとり、株主（投資家）によって選任された取締役会によって運営され、資産の運用、株式（信託受益証券に相当）の販売、投資資産の管理などの業務は、それぞれ投資顧問会社や元引受人、保管会社などによって機能分担されている。
- 3 90年代以降投資信託が大きく成長した要因として、次のような点があげられる。

株価の上昇など内外の市場環境が総じて良かったこと。

利害関係のない独立取締役による外部チェック機能やSECの監視などを背景に、投資信託に対する投資家の信頼が高いこと。

インデックス・ファンドやETFなどの新商品の提供やファンドスーパーなどの新たな販売チャンネルの開拓、手数料の引下げなどの業者側の努力。

ベビーブーム世代によるDCプラン（確定拠出型年金プラン）やIRA（個人退職勘定）などの年金制度への加入を通じた投資信託の購入増加。
- 4 日本の投資信託の今後の成長について考えるにあたって、米国の投資信託成長の経験はさまざまな示唆を与えてくれる。

はじめに

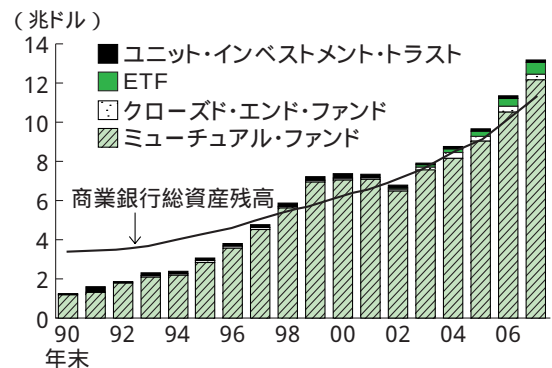
1998年の銀行等による投資信託の窓販認可や、2004年金融庁公表の「金融改革プログラム」において貯蓄から投資への流れに対応した制度整備などが打ち出されて以来、投資信託が身近なものになりつつある。金融商品として預貯金の比重が大きい日本において、今後、投資信託がどのように位置付けられていくのかについて考えるには、投資信託が家計に広く普及している米国の事例が参考になる。

本稿は、こうした観点から米国における投資信託の成長について考察したものである。

1 主要な金融仲介のパイプに成長した投資信託

米国の投資信託は、ミューチュアル・ファンド（Mutual Fund）と呼ばれるファンド設定後常時換金可能なオープン・エンド型投資信託、設定後換金不可のクローズド・エンド型投資信託、ユニット・インベストメント・トラスト、ETF（Exchange-Traded Fund）から構成される（これらの仕組みについては次節参照）。投資信託の合計純資産残高は、第1図のように推移しており、07年末で13兆ドル（106円/米ドルで換算すると1,378兆円）に達する。このうちミューチュアル・ファンドが12兆ドルと大部分を占めるが、ここ2～3年はETFの増

第1図 米国の投資信託純資産残高と商業銀行総資産残高の推移



資料 Investment Company Institute(以下、ICI)資料, FDIC, Statistics on Bankingから作成
(注) 商業銀行総資産残高はFDIC加盟銀行のもの。

加も目立っている。

ミューチュアル・ファンドは、米国家計の約半分が保有し、中産階級の主要な投資商品になっている。投資信託の純資産残高は、商業銀行全体の総資産残高を上回っており（同第1図）、金融仲介の主要なパイプとして、主として家計部門の余剰資金を、資本市場を通じて企業部門や政府部門、海外部門などに供給する役割を果たしている。

2 米国の投資信託の仕組みと種類

(1) ミューチュアル・ファンドの仕組み

投資信託は、一般大衆から資金を集めて、それを資金運用の専門家が証券等に分散投資し、運用成果を投資家に分配する仕組みである。前記のように、米国の投資信託はミューチュアル・ファンドが大部分を占めるが、ミューチュアル・ファンドは、ファンド自体が一つの投資会社の形態をとった会社型投資信託であり、日本や欧州主要国

で広く普及している契約型投資信託とはやや異なったものである。

投資会社は、1940年投資会社法（The investment Company Act of 1940）に基づき、米国証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission、以下「SEC」）への登録により設立される。07年末のミューチュアル・ファンド数は8,017である。

投資会社の構成は第2図のようになり、投資家は投資会社の株主となって株式（日本の信託受益証券に相当）を受け取る。投資会社の大まかな運営は株主により選出された取締役会によって決定される。取締役会は資産運用を委託する投資顧問会社を選定して、投資顧問契約を締結する。また、株式を販売する元引受人を決定して、販売活動を委託する。

なお、取締役会は、上記投資会社法により投資会社と利害関係を有しない独立取締役（Independent Directors）が4割以上を占める。運用資産の管理は保管会社に委託されるが、保管会社は銀行である場合が多い。このほか、株主口座の管理等を行う名義書換人や会計監査を行う公認会計士、ファン
(注1)
ド全般を監視する管理人が選定される。

取締役や投資顧問会社、元引受人、保管会社などを組織化して、ミューチュアル・ファンドを組成する役割を果たすのはスポンサーであるが、スポンサーとしては、投資顧問会社が兼ねる場合が多い。

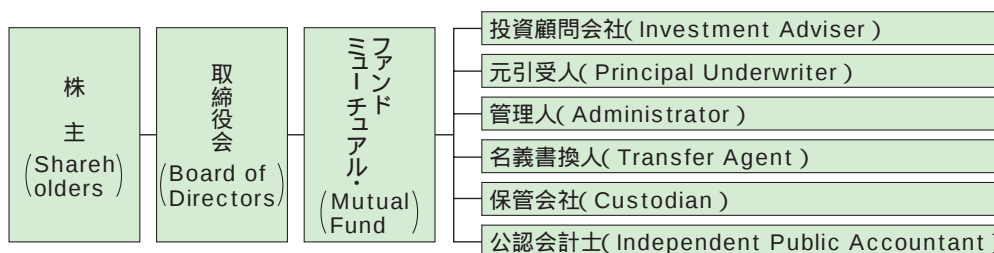
（注1）ミューチュアル・ファンドは、1940年投資会社法第4条第3項 { § 80a - 4(3) } に分類される投資会社で、クローズド・エンド型投資信託も同じである。これに対し、ユニット・インベストメント・トラストは、同法第4条第2項 { § 80a - 4(2) } に分類される投資会社で、信託契約書等に基づいて設立され、取締役会を持たない。ETFはユニット・インベストメント・トラストの一種であるが、株価指数や商品指数に連動するように作られ、取引所に上場され売買されるインデックス・ファンドである。

（2）ミューチュアル・ファンドの種類

ミューチュアル・ファンドは、資金の運用対象によって、株式にのみ投資をする株式ファンド（Stock Fund）、確定利付債券にのみ投資をする債券ファンド（Bond Fund）、株式や債券、デリバティブに投資するハイブリッド・ファンド（Hybrid Fund）、CPなどの短期金融商品を中心に投資するMMF（Money Market Mutual Fund）に分類される。

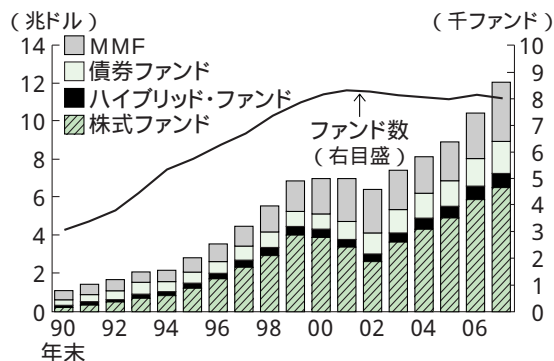
これらのファンドの純資産残高は第3図のように推移しているが、07年末純資産残

第2図 ミューチュアル・ファンドの構成



資料 ICI, 2007 Investment Company Fact Book, p147の図を参考にして作成

第3図 ミューチュアル・ファンドの
種類別純資産残高とファンド数



資料 ICI資料から作成

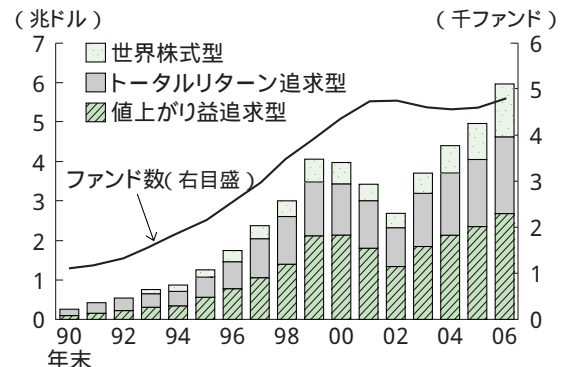
(注) ファンド数はミューチュアル・ファンド全体。

高12兆ドルのうち、株式ファンドが過半のシェアを占め、次いでMMFが4分の1程度のシェアであり、債券ファンド、ハイブリッド・ファンドがこれらに続いている。ITバブル崩壊による株価低迷で株式ファンドが減少した2000～02年の時期を除いて、ミューチュアル・ファンドの純資産残高は90年代以降大きく増加したが、ファンド数は、02年以降ファンドの統廃合が行われたためほぼ横ばいである。

ミューチュアル・ファンドの過半を占める株式ファンドは、国内株ファンドとして、積極的に値上がり益を追求するもの（Capital Appreciation Fund）と配当も含めたトータルリターンを追求するもの（Total Return Fund）があり、このほか外国株に投資をする世界株式型のもの（World Equity Fund）がある。株式ファンドの純資産残高は、前記のように2000～02年にかけて減少したものの、03年以降は再び増加傾向となり、ここ2～3年は世界株式型の増加率が高くなっている（第4図）。

債券ファンドは、投資対象によって、高

第4図 株式ファンドの種類別純資産残高



資料 第3図に同じ

(注) ファンド数は株式ファンド全体。

格付の社債に投資をするもの（Corporate Bond Fund）、格付は低いが利回りの高い社債に投資をするもの（high Yield Bond Fund）、外国債券に投資するもの（World Bond Fund）、米国国債に投資するもの（Government Bond Fund）、米国地方債に投資するもの（Municipal Bond Fund）などに分けられる。

短期金融商品に投資するMMFは、リスクの少ない預金代替商品として保有されており、個人などのリテール向けのもの、機関投資家向けのものがある。90年代にはリテール向けのもが多かったが、01年以降は機関投資家向けが多くなっている。

3 米国投資信託の成長の要因

前記のように、米国の投資信託は90年代以降大きく成長してきたが、90年代半ばから後半にかけての成長期と、ITバブル崩壊等の影響により2000～02年にかけて停滞した後の03年以降の成長期とでは、成長の態様はやや異なっている。以下では、こうし

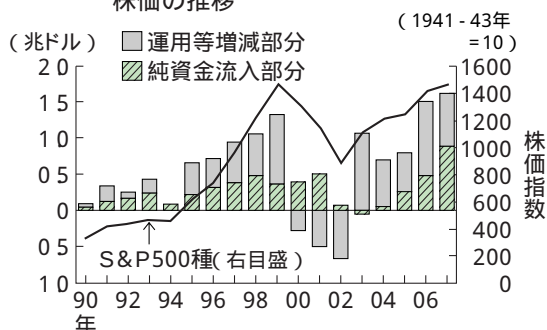
た違いも勘案しながら，米国の投資信託の成長の要因について，市場環境的要因，制度的要因，業者側の要因，投資家側の要因から考察する。

（１）市場環境的要因

ミューチュアル・ファンドの純資産残高の増減は，新規の販売額から解約や償還額を控除した純資金流入部分と，資産運用による運用益や資産価格上昇分からなる運用等増減部分とに分けることができる（第５図の棒グラフ）。運用等増減部分は，株式ファンドを中心に市況変動によって大きく影響される。

投資家がミューチュアル・ファンドを購入する目的は，長期的観点からの資産形成や投資効率の向上であり，ミューチュアル・ファンドに多くの資金が集まってきたのは，その他の金融商品に比べて投資効率が高かったことに起因する。良好な投資効率は，資産運用者の技術的要因もあるが，株価上昇などの市場環境の影響が大きい。

第５図 ミューチュアル・ファンドの純資産増減と株価の推移



資料 第3図に同じ
 (注) 1 純資金流入部分は投信販売額から解約・償還額等を控除したもの。
 2 運用等増減部分は資産の運用益や資産価値増減等によるもの。
 3 S&P500種は各年末値。

第５図のS&P500指数の動きにもみられるように，米国の株価は90年代半ばから後半にかけて大きく上昇し，2000～02年にITバブル崩壊の影響等で下落したものの，03年以降再び上昇傾向となった。90年代半ばから後半にかけての株価上昇は，IT産業などに牽引された米国経済の好調を背景としており，投資信託純資産残高も国内株ファンドを中心に増加した。一方，03年以降では，米国株価の上昇のほか，グローバル化が進むなかで中国やインド，ブラジルなどの新興国経済が発展し，新興国の株価上昇などを背景に，世界株式型ファンドの増加が目立った。

このように，90年代以降の米国の投資信託の成長の要因として，内外の市場環境が総じて良好であったことがあげられる。

（２）制度的要因

投資信託は資金の運用を専門家に委託するものであり，投資家にとっては投資信託のスキームが信頼に足るものである必要がある。前記のように，ミューチュアル・ファンドの全般的運営は利害関係のない独立取締役を含む取締役会で行われ，外部からのチェック機能が働く仕組みになっている。このほか，投資会社だけでなく，株式（投資信託）を販売するディーラーやブローカー，資産運用を行う投資顧問会社に対しても，SECを中心とした規制が行われる。^(注2)こうした点が，個人投資家を中心に投資信託に対する信頼感の醸成につながっている。

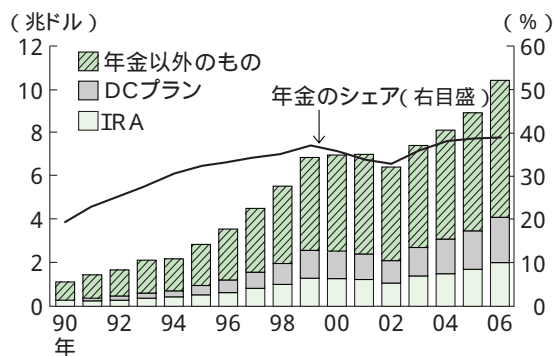
また，90年代以降の投資信託の成長には，

401kを中心とする確定拠出型年金プラン (Defined Contribution Plan, 略称「DCプラン」)やIRA (Individual Retirement Account, 個人退職勘定)などの私的年金資金の流入が大きく寄与しており,特に,90年代半ばから後半にかけての成長期には,ベビーブーム世代の大量加入による寄与が大きかった(第6図)。ERISA法(1974年従業員退職所得保障法)による年金制度の設計や加入者に対する税制上の優遇措置などが貢献したものといえよう。

なお,06年には,DCプラン等への拠出限度額引上げの恒久化などを内容とする年金保護法(Pension Protection Act of 2006)が成立し,年金資金の流入を一層確かなものとしている。DCプランとIRAを通じた投資信託の純資産残高は,ミューチュアル・ファンド全体の4割近くを占めている(第6図)。

(注2) 03年に,一部の投資会社がヘッジファンドなどの大口顧客から時間外の売買発注を受けるなどの不祥事が発生した。これに対し,SECは独立取締役の権限強化などの大幅な規則変更を発表し,SECのこうした措置がその後の信頼回復に貢献した。

第6図 年金目的のミューチュアル・ファンド純資産残高



資料 第3図に同じ

(注) 年金のシェアは,ミューチュアル・ファンドの純資産残高に占めるIRAとDCプランの割合。

(3) 業者側の要因

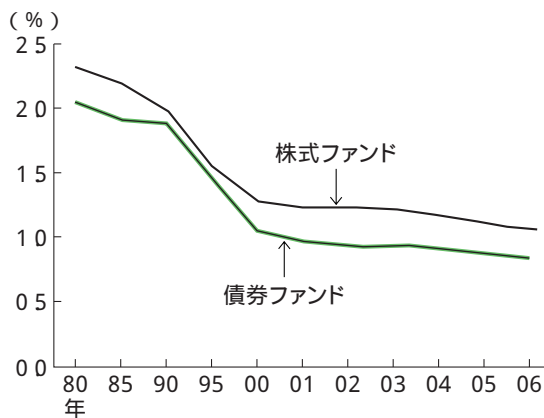
米国の投資信託の主たる担い手は,資産を運用する投資顧問会社や株式(投資信託)を販売するディーラー・ブローカーである。投資信託の成長には,新たな商品開発や販売チャンネルの開拓など,これらの業者の営業努力によるところも大きい。

投資信託の資産運用については,投資家のニーズやファイナンス理論などの金融技術の発達等を取り入れて新商品の開発が行われてきた。市場全体や特定の業種を対象とするインデックス・ファンドが本格的に普及したのは90年代であり,他の投資信託に投資するファンド・オブ・ファンズなども90年代に成長した。また,03年以降では,外国株投資ファンドやETFなどが増加し,ベビーブーム世代の高齢化に対応したライフサイクルファンドなども増加している。

投資信託の販売チャンネルについては,従来はブローカーによる店頭販売が中心だったが,90年代には,ディスカウント・ブローカーなどが運営するファンドスーパーによる販売や,前記のDCプラン等を通じた販売などが広がった。一方,03年以降では,フィナンシャル・アドバイザーを通じた販売が見直され,ファンドの運用会社が投資家と直接接触する証券会社や銀行などのブローカーに自社のファンドを売り込むためのセールス部門を増強する動きなどもでている。

投資信託に投資するには,投資家は各種手数料や経費を負担しなければならない。投資信託の手数料には,ブローカーに支払

第7図 ミューチュアル・ファンドの
手数料率の推移



資料 ICI, 2007 Investment Company Fact Book, p48のFigure5.1等を参考にして作成
(注) 手数料率は投資家が負担する販売手数料と諸経費の純資産残高に対する割合。

われる販売手数料や投資顧問会社や保管会社などに支払われる手数料があるが、これらの手数料が少なくなれば、投資家はより投資しやすくなる。業者間競争などを背景に、販売手数料のないノーロードファンドや手数料率の低いインデックス・ファンドなどが増加し、投資信託にかかる手数料は低下してきた(第7図)。こうした動きも投資信託の成長につながったといえよう。

(4) 投資家側の要因

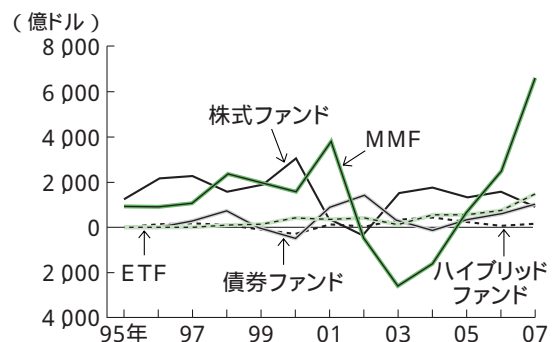
投資信託の保有は個人が中心であるが、06年末時点で米国民のうち9,600万人、5,500万家計が投資信託を保有しており、米国家計の2軒に1軒が保有している。投資家の年齢層では、45～54歳のいわゆる中年層が中心である(日本では高齢層が多い)。

投資信託の保有年齢層が比較的若いのは、前記の確定拠出型年金の普及と関連がある。90年代以降比較的若い層が確定拠出

型年金に加入し、運用資産として投資信託を選択した。これを通じて投資信託へのなじみが広がり、年金以外の資金でも投資信託を購入するようになった。なお、2000年代になると、90年代に大量加入したベビーブーム世代が高齢化し、退職後の収入確保を目的としたファンドを購入するような動きもみられる。こうしたライフサイクルを考慮した投資姿勢も投信成長の一因といえる。

また、市場環境に応じて投資家は投資商品を変えるが、そうした変化が投資信託の商品間で行われ、投資信託以外に資金が大きく流出しない傾向がみられる。株価が低迷した01～02年には、株式ファンドの資金流入額の減少を債券ファンドの増加が補った。また、サブプライムローン問題が顕在化した07年後半には、株式ファンドへの資金流入額は減少したものの、MMFへの資金流入額が大きく増加しており、証券以外の原油や穀物、金などを投資対象とするETFも増加するなど、投資信託全体として資金流入が続いている(第8図)。

第8図 米国投資信託の純資金流入額の推移



資料 第3図に同じ
(注) ETFはNet Issuance(Gross Issuance - Gross Redemptions)を使用

(注3) 02～04年にかけ、短期金利の大幅低下で銀行預金金利に比べた手数料込みMMF利回りの魅力が薄れ、MMFから銀行預金へのシフトが生じたが、短期金利が上昇した05年以降ではMMFは増加に転じた。

4 日本への示唆

日本では、90年代以降、投資信託委託会社への参入規制緩和や銀行等による投信窓販の認可などの規制緩和措置が行われ、投資信託純資産残高も順次増加し、07年末には契約型公募投資信託の残高は80兆円に達した。しかし、日本の個人の金融資産保有は、依然預貯金が中心であり、リスク回避志向は基本的に変わっていない。こうしたなかで、日本の投資信託の今後の成長について考える場合、90年代以降の米国の投資信託成長の経験は次のような示唆を与えてくれよう。

第一は、投資信託に対する信頼性向上についてである。投資信託は資産の運用を専門家にまかせる仕組みであるが、運用にかかるリスクは投資家が負担し、販売手数料や信託報酬などの投資家が負担するコストもそれなりに大きい。資産運用を受託する投資信託委託会社が信頼に足る運用をしているのかどうかは、運用報告書だけでは判別しがたいし、運用成果が悪いときにはそ

うした問題意識も大きくなる。米国では独立取締役による外部チェック機能やSECの厳しい監視などを背景に投資信託への信頼が定着している。日本でも、ディスクロージャーの一層の充実や会社型投資信託(証券投資法人)の活用などにより、信頼性向上に向けた努力が続けられるべきであろう。

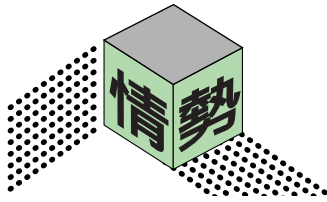
第二は、個人の側において、自らのライフサイクルを考慮した資産形成に関する問題意識を高めていく必要があることである。少子高齢化が進行する今後においては、公的年金の給付水準の低下が懸念されている。20～30歳代からライフサイクルを考えた資産形成を進めていくことが望ましく、投資信託はそうした目的のための有用な商品の一つである。こうした問題意識を高めるための金融教育の充実や、拠出限度額の引上げ等確定拠出型年金制度のさらに一段の充実などの対応が求められよう。

<参考文献>

- ・ICI, "Investment Company Fact Book" (2001～2007年版)
- ・ICI, *Perspective Vol.6/No.3*, "The 1990s: A Decade of Expansion and Change in the U.S. Mutual Fund Industry" (July 2000)
- ・ICI, *Research Fundamentals Vol.16/No.3*, "The U.S. Retirement Market, 2006" (July 2007)
- ・ICI, "Overview of Fund Governance Practices 1994-2006" (November 2007)

(専任研究員 鈴木 博・すずきひろし)





農協における農業関連事業損益の現状と課題

はじめに

従来から経済事業利益の赤字を信用・共済事業の黒字で補っている農協は少なくなると指摘されてきた。全体としてみれば、^(注1)現在もそのような構造は継続している。

第23回JA全国大会から経済事業改革に財務目標が加わり、農業関連事業と生活その他事業の損益均衡に取り組むこととなった。そして第24回JA全国大会でも、財務目標の達成に向けて、引き続き改革を進めることが決議された。

農業関連事業の財務目標は、共通管理費配賦前の事業利益段階で黒字化することであり、農林水産省『総合農協統計表』によれば、2004事業年度（以下「年度」）と05年度の全国集計値はいずれも黒字となっている。しかし個別農協についてみると、目標を達成した農協の割合は05年度で62.2%であり、03年度の59.1%に比べると3.1ポイント上昇したものの、赤字の農協が依然として4割弱を占めている。^(注2)

本稿では、農中総研「農協信用事業動向調査」により、農業関連事業の部門別損益の動向を把握し、赤字農協の特徴を示すとともに、赤字農協の割合が高い正組合員1人当たりの農協取扱高（販売・取扱高＋生産

資材供給・取扱高）が少ない農協に焦点を^(注3)当てて改善の方向を考察することにしたい。

なお農業関連事業は、農産物販売事業と農業生産資材購買事業が収益の大部分を占めるが、倉庫事業、共同利用施設事業、農産物加工事業等も含まれている。

（注1）斉藤由理子（2008）「農協の部門別損益の現状と変化」『農林金融』3月号，60～65頁。

（注2）全国農業協同組合中央会（2007）「財務目標の17年度実績（最終とりまとめ）について」（第19回経済事業改革中央本部委員会（07年2月22日開催）資料），全中ホームページ。

（注3）「農協信用事業動向調査」とは、全国の資金観測農協の協力を得て毎年2回実施しているアンケート調査である。本稿では、04年度第1回，05年度第1回と第2回，06年度第1回と第2回，07年度第1回の調査結果を使用した。

1 農業関連事業の部門別損益の推移

（1）全体的な傾向

農業生産の縮小と農産物価格の低迷を主因に農業関連事業総利益が減少傾向にあるなかで、人件費や減価償却費等からなる農業関連事業の「共通管理費配賦前事業管理費」（以下「個別管理費」という）の削減によって、農業関連事業の「共通管理費配賦前事業利益」（以下「事業利益」という）が増加するという状況にある。この結果、事業利益が黒字の農協の割合は徐々に上昇し

ている。

03年度から06年度の1組合当たり農業関連事業の損益をみると、事業総利益も個別管理費も3年連続で減少となった(第1表)。いずれの年度も個別管理費の前年比減少額が事業総利益の減少額を大きく上回ったため、事業利益は増加となった。個別管理費の減少額は、1,200～1,800万円と3年連続で1,000万円台となっており、経済事業個別管理費の約7割が人件費であることから、1,000万円前後の人件費が毎年減

(注4)
少したことになる。

個別管理費の削減が進められた結果、黒字農協の割合は年々上昇してきた。03年度は44.9%、04年度は47.4%、05年度は50.5%、06年度は51.5%へと、この間6.6ポイント上昇しており、徐々に改善してきている。

(注4) 農林水産省・全中(2004)『農業協同組合経営分析調査報告書』によると、02年度の購買事業、販売事業、倉庫事業、加工事業、利用事業の合計の個別管理費に占める人件費の割合は70.3%である。

第1表 農業関連事業損益の推移(単純平均、1県1農協を除く)

< 農業関連事業総利益 > (単位 組合、百万円、%, ポイント)

	集計 組合数	実 数				前年比増減額			03～06 年度平均 増減率
		03年度	04	05	06	04	05	06	
全 体	197	690	682	674	666	8	8	8	0.9
06年度の正組合員1人当たり農協取扱高									
50万円未満	52	264	270	259	249	6	10	10	1.4
50～100万円	60	652	628	627	626	24	1	1	1.0
100～150万円	39	767	745	750	750	21	5	0	0.6
150万円以上	46	1,157	1,166	1,140	1,115	9	26	24	0.9

< 農業関連事業個別管理費 >

全 体	197	666	653	637	619	12	16	18	1.8
正組合員1人当たり農協取扱高									
50万円未満	52	352	366	344	335	14	22	9	1.2
50～100万円	60	703	674	675	673	29	1	2	1.1
100～150万円	39	675	665	645	603	10	20	42	2.8
150万円以上	46	964	941	912	883	23	29	29	2.2

< 農業関連事業利益(共通管理費配賦前) >

全 体	197	24	29	37	47	4	8	10	17.5
正組合員1人当たり農協取扱高									
50万円未満	52	88	96	85	86	9	11	1	0.5
50～100万円	60	51	46	48	46	5	2	2	2.4
100～150万円	39	92	81	105	147	11	25	41	12.5
150万円以上	46	193	225	228	233	32	3	5	4.8

< 黒字農協の割合 >

	集計 組合数	割 合				前年比変化幅			03～06 年度の 変化幅
		03年度	04	05	06	04	05	06	
全 体	197	44.9	47.4	50.5	51.5	2.5	3.1	1.0	6.6
正組合員1人当たり農協取扱高									
50万円未満	52	17.3	9.6	11.5	13.5	7.7	1.9	2.0	3.8
50～100万円	60	30.0	36.7	43.3	41.7	6.7	6.6	1.6	11.7
100～150万円	39	69.2	69.2	71.8	74.4	0.0	2.6	2.6	5.2
150万円以上	46	76.1	84.8	84.8	87.0	8.7	0.0	2.2	10.9

資料 農中総研「農協信用事業動向調査」(以下の図表同じ)

(注)1 03～06年度の4年間連続して回答した組合を集計。

2 事業利益の平均増減率の斜体は赤字額の減少率を示す。

(2) 正組合員 1 人当たり農協取扱高別の動向

全体的にみれば黒字農協の割合は上昇傾向にあるが、正組合員 1 人当たり農協取扱高が少ない農協では改善が進んでいないのが現状である。

正組合員 1 人当たり農協取扱高が150万円以上の農協では、個別管理費の減少率が事業総利益の減少率を上回り、事業利益の03～06年度平均増減率は4.8%となった（第1表）。

一方、正組合員 1 人当たり農協取扱高が50万円未満の農協では、事業総利益の03～06年度平均増減率は 1.4%であり、個別管理費の03～06年度平均増減率の 1.2%を上回っている。

この結果、06年度の黒字農協の割合は、正組合員 1 人当たり農協取扱高が150万円以上の農協では03年度に比べて10.9ポイント上昇し大幅に改善したが、50万円未満の農協では3.8ポイント低下した。ちなみに正組合員 1 人当たり農協取扱高が50万円未満の農協の地帯区分の内訳は、37.7%が特定市、36.4%が都市的農村である。

2 黒字農協と赤字農協との差異

(1) 農業関連事業の取扱高、事業総利益、個別管理費の差異

黒字農協の割合は全体として上昇傾向にあるとはいえ、06年度においても51.5%と、半数をやや上回る程度である。それでは、黒字農協と赤字農協では何が異なっている

のであろうか。本節では、販売・取扱高や生産資材供給・取扱高等に関しても調査を行った06年度の結果を用いて、両者の違いを明らかにすることにしたい（前節での03～06年度に連続して回答した農協の集計値とは多少異なる）。

第2表は、黒字農協と赤字農協の経営指標の単純平均を示したものである。

取扱高についてみると、黒字農協では123.2億円であるのに対して、赤字農協では58.7億円と、約2分の1の水準である。しかし一般の売上高総利益率に相当する取扱高事業総利益率は、黒字農協、赤字農協ともに7.9%であり、違いはみられない。

このため事業総利益は、取扱高の違いを反映し、赤字農協のそれは黒字農協の約2分の1となっている。

一方、大部分が固定費とみられる個別管理費は、黒字農協では6.7億円であり、赤字農協では5.1億円と前者の約4分の3の水準である。この結果、取扱高に対する個別管理費の割合は、黒字農協では6.0%、赤字農協では倍の12.0%となっており、後者において個別管理費の負担が相対的に大きいものとなっている。

(2) 担当役職員 1 人当たり取扱高の違い

取扱高の違いについて、主要な管理費である人件費との関係を見るために、担当役職員 1 人当たり取扱高をみると、黒字農協では1.8億円であるのに対して、赤字農協は1.0億円と、後者は前者の約2分の1の水準にある。

第2表 黒字農協の平均と赤字農協の平均との比較(単純平均, 1県1農協を除く)

	(単位)	全体の平均	黒字農協 平均(a)	赤字農協 平均(b)	(b)/(a)	t値
取扱高(販売・取扱高+生産資材供給・取扱高)		92.1	123.2	58.7	0.48	7.802
うち販売・取扱高	億円	63.8	87.1	38.8	0.44	7.860
生産資材購買供給・取扱高		28.3	36.1	20.0	0.55	6.542
農業関連事業総利益		6.3	8.5	4.0	0.48	8.154
農業関連事業個別管理費		5.9	6.7	5.1	0.76	2.906
農業関連事業利益(共通管理費配賦前)		0.4	1.8	1.1	-	-
取扱高事業総利益率	%	7.9	7.9	7.9	1.00	0.489
取扱高対農業関連事業個別管理費比率	%	8.7	6.0	12.0	1.99	9.427
農業関連事業役職員1人当たり取扱高	億円	1.4	1.8	1.0	0.53	4.379
正組合員1人当たり農協取扱高	万円	110	151	65	0.43	5.236
役職員1人当たり正組合員	人	192	202	180	0.89	0.048
准組合員比率	%	41.7	36.3	47.6	1.31	5.686
正組合員(個人)	人	9,018	9,024	9,013	1.00	1.246
集計組合数	組合	315	172	143		

(注)1 一般企業の売上高に相当する科目として、ここでは便宜上、販売・取扱高と生産資材供給・取扱高の合計値を使用した(文中では「取扱高」「正組合員1人当たり農協取扱高」)。部門別損益計算書には、農業関連事業収益という科目があるが、販売事業からの収益として、販売・取扱高を計上している組合と、受取手数料のみを計上している組合が混在しているとみられるため、ここでは使用しない。

2 黒字農協の平均と赤字農協の平均に差があるか否かを判断するためにt検定を行った。t検定とは、2つの集団の平均に意味のある差があるか否かを検定するもの。t値が有意水準5%で有意である場合に、黒字農協の平均と赤字農協の平均に差があるとした(表の中では色網掛け)。

さらに担当役職員1人当たりの取扱高を、正組合員1人当たり農協取扱高と、役職員1人当たり正組合員数に分解すると、については、黒字農協では151万円、赤字農協では65万円と、赤字農協のそれは黒字農協の4割をやや上回る程度にすぎない。一方については、黒字農協では202人、赤字農協では180人であり、t検定の結果から両者に有意な差があるとはいえない。正組合員1人当たり農協取扱高において、黒字農協と赤字農協の差異が大きいといえる。

3 損益均衡のための改善度合いと改善方向

(1) 損益均衡に必要な改善度合い

それでは、赤字農協が農業関連の事業利

益段階で損益を均衡させるにはどの程度の改善が必要であろうか。

赤字農協の事業利益を黒字化するには、取扱高を増やす、取扱高事業総利益率を高める、個別管理費を削減する、のいずれか、あるいはこれらの組合せが必要である。

06年度を基準に、他の条件を不変として試算すると、赤字農協全体では、取扱高のみで均衡させる場合には25.9%の増加、個別管理費のみで均衡させる場合には20.6%の削減、取扱高事業総利益率のみで均衡させる場合には1.8ポイント引き上げることが必要となる(注5)(第3表)。

同様に06年度の正組合員1人当たり農協取扱高別にみると、150万円以上の農協では、取扱高は14.0%の増加、個別管理費は12.3%の削減、取扱高事業総利益率では0.7

ポイント引き上げることが、それぞれ必要である。

これに対して正組合員1人当たり農協取扱高が50万円未満の農協の場合には、取扱高は48.6%の増加、個別管理費は32.7%の削減、取扱高事業総利益率では4.7ポイント引き上げる必要があるなど、正組合員1人当たり農協取扱高が少ない組合において、損益均衡に必要な改善幅がより大きい。

参考までに06年度の赤字農協における信用事業利益と共済事業利益の合計に対する事業利益の割合をみると、正組合員1人当たり農協取扱高が50万円未満の農協では△12.0%であり、50～100万円未満の農協でも△11.4%となっている。

(注5) 赤字農協全体を例とした場合、取扱高に関する目標値の算出方法は次の通り。06年度実績の個別管理費は5.7億円であり、損益を均衡させるには、これと同額まで事業総利益を増加させる必要がある(目標値5.7億円)。06年度実績の取扱高事業総利益率7.0%を不変とすると、事業総利益が目標値に達するには取扱高を80.5億円まで増やす必要がある。

(2) 正組合員1人当たり農協取扱高が少ない農協の特徴

正組合員1人当たり農協取扱高が50万円未満の農協における近年の実績では、事業総利益の減少が個別管理費の削減を上回るペースで進んでいる(前掲第1表)。

このような農協のおかれた地域環境を考慮すると、取扱高を大幅に増加させることは難しく、一方で個別管理費の削減だけで損益を均衡させることも困難とみられる。

第3表 赤字農協において農業関連事業利益を均衡させるために必要な改善度合い(1組合当たり)

(単位 億円, %, ポイント, 組合, 人)

		赤字農協全体	06年度の正組合員1人当たり農協取扱高			
			50万円未満	50～100万円	100～150万円	150万円以上
実績値 (06年度)	取扱高(販売・取扱高+生産資材供給・取扱高)	63.9	22.3	86.7	85.4	159.9
	農業関連事業総利益	4.5	2.1	6.5	4.8	7.8
	農業関連事業個別管理費	5.7	3.2	8.0	5.4	8.9
	共通管理費配賦前農業関連事業利益	△1.2	△1.0	△1.5	△0.6	△1.1
	取扱高事業総利益率	7.0	9.6	7.5	5.6	4.9
	事業総利益対農業関連事業個別管理費比率	125.9	148.6	122.9	112.5	114.0
目標値 (他の条件は 不変として)	取扱高	80.5	33.2	106.6	96.1	182.3
	農業関連事業総利益	5.7	3.2	8.0	5.4	8.9
	農業関連事業個別管理費	4.5	2.1	6.5	4.8	7.8
	取扱高事業総利益率	8.8	14.2	9.2	6.3	5.6
目標 △実績	取扱高	16.6	10.8	19.9	10.7	22.4
	農業関連事業総利益	1.2	1.0	1.5	0.6	1.1
	農業関連事業個別管理費	△1.2	△1.0	△1.5	△0.6	△1.1
	取扱高事業総利益率	1.8	4.7	1.7	0.7	0.7
目標の実績比 増減率	取扱高	25.9	48.6	22.9	12.5	14.0
	農業関連事業個別管理費	△20.6	△32.7	△18.6	△11.1	△12.3
集計組合数		146	65	54	15	12
参考 (単純平均)	正組合員に占める60歳以上の割合(推計含む)	63.4	67.4	61.9	58.3	55.3
	准組合員比率	47.6	54.9	43.1	40.6	37.3
	正組合員以外の人口/正組合員	41.9	60.8	30.6	22.7	19.5

(注) 参考は単純平均であり、それ以外は06年度の正組合員1人当たり農協取扱高別の合計値を集計組合数で除したものの、このため、参考以外は第2表と数値が異なる。

正組合員 1 人当たり農協取扱高50万円未満の農協の事業環境をみると、正組合員のうち60歳以上の割合が67.4%と高齢化が進んでおり、他方で准組合員比率が54.9%と高く、正組合員以外の管内人口も多いという特徴がある。

聞き取り調査では、それまで1つの品目の野菜を大量に生産し共同販売によって卸売市場に出荷していた生産者が、高齢化とともに直売所への出荷に切り替えたという話も聞く。高齢の生産者の農業経営の方針は、若手生産者のそれとは同じではないであろう。農業関連事業の主要な利用者である正組合員の変化に対応した営農指導や販売方法が求められている。

農業生産の縮小に合わせて、個別管理費を切り詰めるよりも、正組合員のニーズの変化に対応して、取扱高を維持しつつ、取扱高事業総利益率の向上に結び付けていく方法がより現実的であると考えられる。例えば、上記のような地域の強みを生かした直売所、体験農園や市民農園といった地産地消型の取組みも1つのビジネス・モデルとなろう。

(3) 正組合員 1 人当たり農協取扱高が少ない農協の改善方向

—— A 農協の取組み ——

このように正組合員 1 人当たり農協取扱高が少ないほど、赤字農協の割合が高く、損益均衡の難度が高い。このような正組合員 1 人当たり農協取扱高が少ない農協が黒字化を達成した事例として、A 農協の取組

みを紹介したい。

A 農協は九州地方の農村地帯にある。農林業センサスによると、05年の管内の販売農家は2000年に比べて15.2%減少し、一方自給的農家は14.9%増加した。06年度の農協の販売・取扱高は30億円であり、正組合員 1 人当たりの農業関連の農協取扱高は63万円である。

A 農協では、合併後に、構造的な赤字体質であることが判明し、支所再編をはじめとする改善に取り組んできた。農業関連事業についても、部門別に採算をとることが重要であるとの考え方にに基づき、さまざまな取組みを行ってきた。なかでも注目すべきは、地産地消型流通への注力、地域住民を対象とする農業技術研修会の開催、野菜集出荷場の縮小、である。

の農産物販売については、農協直営の直売所（4店舗）に加えて、地元の「道の駅」にも出荷している。98年度の直売所の売上高は2.4億円であったが、05年度には7.5億円へと3.1倍に増加した（道の駅への出荷を含む）。また今後は、地元量販店のインショップに出荷することも検討している。直売所への出荷では、卸売市場出荷に比べて農協の受取手数料率が高く設定されている。

は、高齢化や後継者不足で増加している休耕地の活用を促し、新たな農業の担い手を育成すること目的に、98年度から毎年、開催している。05年度までに延べ145人が受講し、このうち8割に相当する117人が農業を営んでいる。対象は60歳未満の地域

住民で、受講者は稲作経営等の兼業農家が多いが、非農家も少なくない。

このような生産者も直売所に農産物を出荷しており、農協の農業関連事業の利用者の裾野を広げることにつながっている。

については、4か所のうち2か所を廃止し、廃止したうちの1か所は葬祭施設に改築した。葬祭施設としたのは、これまで農協を支えていただいた組合員にご恩返しするという考えに基づくものである。葬祭事業の利用件数は、2000年度の181件から、04年度には322件となり、管内のシェアは4割を超えるようになった。

おわりに

全体的にみれば、農業関連事業の損益は、

事業総利益の減少を上回る個別管理費の削減により、黒字組合の割合は徐々に上昇している。しかし正組合員1人当たり農協取扱高が少ない農協を中心に、06年度の段階で4割程度の農協の事業利益が赤字となっている。

正組合員1人当たり農協取扱高が少ない農協では、損益を均衡させるために必要な改善幅が大きい。一方、事業環境としては正組合員は高齢化しているものの、管内人口や准組合員が多く存在する。このような地域の強みを生かしつつ利用者の変化に対応したビジネス・モデルをいかに構築するか、それに合わせて農協内部のシステムをいかに適応させていくかが課題といえよう。

(主事研究員 尾高恵美・おだかめぐみ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2007

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお、CD-ROM版をご希望の方には、有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318

FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580

FAX 03(5295)1916

発行 2007年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(61)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(61)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(61)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(62)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(62)
6. 農業協同組合 主要勘定	(62)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(64)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(64)
9. 金融機関別預貯金残高	(65)
10. 金融機関別貸出金残高	(66)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3270) 2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「-」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「」負数または減少
「*」訂正数字

１．農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2003. 1	38,981,044	5,841,536	10,948,909	1,032,034	28,028,111	19,878,834	6,832,510	55,771,489
2004. 1	38,628,037	5,276,369	14,194,889	3,074,059	31,651,390	16,842,582	6,531,264	58,099,295
2005. 1	39,242,151	4,804,644	15,236,804	1,691,771	35,606,188	15,278,507	6,707,133	59,283,599
2006. 1	41,107,736	4,777,560	23,565,433	3,154,079	43,554,122	13,096,093	9,646,435	69,450,729
2007. 1	40,993,362	4,517,110	23,934,753	1,030,718	43,906,611	12,384,890	12,123,006	69,445,225
2007. 8	39,060,453	4,630,189	17,683,308	1,085,300	37,692,214	11,713,325	10,883,111	61,373,950
9	39,782,801	4,659,654	20,104,942	804,415	41,526,270	11,993,797	10,222,915	64,547,397
10	40,422,867	4,695,604	17,346,552	914,363	39,979,645	12,025,626	9,545,389	62,465,023
11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
12	39,864,715	4,733,524	17,866,671	807,890	40,160,135	12,178,422	9,318,463	62,464,910
2008. 1	39,681,834	4,760,483	16,549,728	1,020,708	38,410,971	10,961,822	10,598,544	60,992,045

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

２．農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年1月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	31,838,551	20	452,084	32	91,039	-	32,381,726
水 産 団 体	1,116,727	700	62,420	25	5,912	-	1,185,784
森 林 団 体	1,667	28	9,371	22	124	-	11,212
そ の 他 会 員	721	-	1,859	-	-	-	2,580
会 員 計	32,957,666	748	525,734	79	97,075	-	33,581,301
会 員 以 外 の 者 計	507,239	28,936	438,563	98,088	5,007,995	19,712	6,100,533
合 計	33,464,905	29,684	964,297	98,166	5,105,070	19,712	39,681,834

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 768,534百万円。

３．農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年1月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 農 業 団 体	70,780	8,254	123,798	0	202,833
統 開 拓 団 体	276	18	-	-	294
団 水 産 団 体	19,318	7,348	16,338	26	43,030
森 林 団 体	3,457	8,184	1,288	69	12,999
そ の 他 会 員	130	291	150	-	571
会 員 小 計	93,961	24,096	141,574	95	259,727
その他系統団体等小計	159,976	35,109	87,467	0	282,551
等 計	253,937	59,205	229,041	95	542,278
関 連 産 業	1,760,093	55,148	1,485,411	13,840	3,314,493
そ の 他	6,913,788	7,384	183,130	750	7,105,051
合 計	8,927,818	121,737	1,897,582	14,685	10,961,822

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2007. 8	5,326,118	33,734,335	39,060,453	22,590	4,630,189
9	6,072,853	33,709,948	39,782,801	24,020	4,659,654
10	7,091,727	33,331,140	40,422,867	12,100	4,695,604
11	6,749,409	33,312,058	40,061,467	9,600	4,712,345
12	6,378,328	33,486,387	39,864,715	7,400	4,733,524
2008. 1	6,203,106	33,478,728	39,681,834	7,750	4,760,483
2007. 1	7,421,397	33,571,965	40,993,362	89,730	4,517,110

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	うち 国 債			
2007. 8	130,401	954,899	37,692,214	10,088,382	30,476	-	131,536
9	67,240	737,175	41,526,270	10,209,716	31,446	-	139,170
10	107,810	806,552	39,979,645	10,120,239	33,619	-	134,734
11	146,298	1,066,518	38,981,613	9,712,221	31,051	-	131,441
12	67,727	740,162	40,160,135	9,362,785	27,049	-	126,640
2008. 1	108,354	912,354	38,410,971	9,362,785	26,963	-	121,737
2007. 1	109,253	921,465	43,906,611	12,724,713	35,389	-	146,714

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	うち 定 期 性			
2007. 8	50,820,978	49,065,149	654,961	253,457	1,221,294
9	50,449,748	49,002,927	560,859	261,070	1,231,294
10	50,723,408	48,989,096	616,170	261,068	1,231,294
11	50,962,357	49,209,514	626,594	261,068	1,231,295
12	51,628,972	49,517,949	506,634	261,066	1,281,295
2008. 1	51,232,004	49,538,360	631,092	261,066	1,287,784
2007. 1	49,814,834	48,311,422	508,896	93,735	1,163,957

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			方 入 金	
	貯 金			計	うち信用借入金
	当 座 性	定 期 性	計		
2007. 7	24,442,553	56,874,347	81,316,900	587,404	419,999
8	24,659,458	56,919,326	81,578,784	578,761	410,524
9	24,552,030	56,680,258	81,232,288	586,813	417,252
10	25,040,730	56,562,580	81,603,310	591,958	419,360
11	24,723,688	56,952,375	81,676,063	560,488	387,109
12	25,111,660	57,578,182	82,689,842	547,446	375,762
2006. 12	24,940,189	55,813,060	80,753,249	560,364	395,320

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
1,124,000	4,427,912	1,484,017	10,624,789	61,373,950
787,540	4,031,430	1,484,017	13,777,935	64,547,397
858,000	4,784,257	1,484,017	10,208,178	62,465,023
991,000	5,150,478	1,499,917	9,457,818	61,882,625
895,000	5,813,883	1,499,917	9,650,471	62,464,910
1,095,000	5,384,924	1,499,917	8,562,137	60,992,045
1,356,900	3,271,869	1,484,017	17,732,237	69,445,225

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,626,895	1,939,681	15,212	11,713,325	1,935,220	8,917,415	61,373,950
9,993,108	1,843,194	18,323	11,993,797	1,395,000	8,796,469	64,547,397
9,952,672	1,921,831	16,388	12,025,626	1,440,574	8,071,197	62,465,023
9,596,207	1,929,884	15,805	11,673,339	1,950,000	8,033,806	61,882,625
10,057,943	1,975,373	18,464	12,178,422	1,411,415	7,880,000	62,464,910
8,927,818	1,897,581	14,685	10,961,822	2,320,000	8,251,581	60,992,045
9,923,973	2,295,950	18,251	12,384,890	890,000	11,197,617	69,445,225

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機関貸付金
48,720	29,827,934	29,681,426	0	398,837	16,542,189	6,484,453	1,373,240
54,626	29,425,290	29,294,119	0	399,498	16,566,100	6,582,805	1,382,107
51,874	29,660,125	29,524,278	25,000	408,446	16,493,661	6,628,268	1,381,023
53,963	29,989,924	29,843,614	0	412,579	16,383,824	6,603,744	1,377,946
76,652	30,689,738	30,544,677	0	414,079	16,276,813	6,635,047	1,375,023
52,377	30,361,893	30,208,945	0	408,940	16,543,872	6,623,787	1,371,029
57,856	28,676,152	28,543,574	0	372,316	16,532,010	6,499,284	1,294,518

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借							方		報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金				
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公庫貸付金			
405,139	55,576,055	55,336,576	4,872,434	1,898,785	22,215,716	286,386	814		
396,523	56,183,584	55,940,236	4,541,623	1,614,523	22,255,585	286,917	814		
389,719	55,858,594	55,613,465	4,512,265	1,591,372	22,296,595	287,080	813		
390,163	56,220,996	55,969,936	4,487,571	1,569,812	22,230,232	285,593	812		
396,040	56,413,492	56,161,216	4,399,579	1,490,135	22,179,060	277,990	812		
418,522	57,342,420	57,071,462	4,399,106	1,469,065	22,102,390	276,066	811		
420,681	55,694,832	55,444,625	4,596,838	1,750,876	21,642,272	291,328	843		

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2007. 10	2,052,345	1,399,325	3,062	53,469	14,042	1,265,614	1,234,225	156,465	662,292
11	2,034,130	1,389,554	3,062	53,503	15,535	1,256,503	1,227,126	155,143	651,517
12	2,053,805	1,395,015	3,062	53,577	12,914	1,284,203	1,249,719	152,714	649,142
2008. 1	2,020,018	1,382,353	3,061	53,578	14,384	1,264,976	1,236,272	152,154	632,837
2007. 1	2,084,777	1,397,536	4,392	54,779	16,839	1,278,840	1,244,785	145,645	690,961

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2007. 8	835,802	485,611	198,425	146,161	115,498	6,799	796,141	779,793	6,847	246,427	9,527	178
9	* 847,661	* 492,477	*196,119	*144,896	115,586	*6,537	* 806,456	* 792,148	6,248	*248,514	*9,643	178
10	* 947,976	* 546,127	*198,517	*145,563	*119,727	*7,936	* 888,106	* 863,181	6,248	*264,064	9,878	178
11	925,685	520,709	189,692	138,191	120,108	8,323	870,917	855,570	6,248	257,307	8,642	178
2006. 11	883,769	499,827	204,955	149,019	120,342	7,728	834,099	818,244	6,347	256,617	8,976	187

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

(単位 億円, %)

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ、信用金庫は信用金庫ホームページ、信用組合は全国信用中央組合協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため、07年9月以前の数値と連続しない。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行
残高	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2007. 1	209,715	52,048	1,835,329	1,418,660	412,681	629,498	93,346	3,313
	2	209,761	51,743	1,817,890	1,418,785	411,959	628,451	93,298	3,248
	3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282
	4	211,457	50,836	1,796,309	* 1,430,511	414,481	629,617	93,240	P 3,140
	5	213,906	51,153	1,782,011	* 1,421,114	412,363	625,447	92,872	P 3,299
	6	213,932	50,470	1,795,954	* 1,431,367	414,467	629,112	93,214	P 3,043
	7	214,338	50,746	1,786,951	1,432,817	413,758	627,634	93,142	P 3,010
	8	214,627	51,113	1,792,789	1,433,669	413,931	628,009	93,285	P 2,931
	9	214,972	52,007	1,781,836	1,450,894	419,437	635,459	93,948	P 3,027
	10	214,295	52,473	1,768,480	1,441,107	416,252	629,288	93,616	-
	11 *	213,821	52,258	1,780,085	1,444,951	417,486	629,556	93,826	-
	12	213,045	52,600	1,807,101	* 1,468,920	425,734	638,374	94,669	-
2008. 1	P 212,982	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	P 630,614	P 93,739	-	
前年同月比増減率	2004. 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7
	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4
	2006. 3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1
	2007. 1	2.1	3.4	0.4	2.6	1.8	1.0	0.5	17.7
	2	2.0	3.0	1.2	2.5	1.5	0.9	0.3	18.9
	3	2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	19.7
	4	1.8	3.1	2.7	*	2.7	1.2	0.8	P 20.2
	5	2.2	3.1	3.0	*	2.3	1.0	0.7	P 19.3
	6	2.1	2.3	2.6	*	2.8	1.0	0.3	P 20.1
	7	1.9	0.8	3.3		2.7	0.7	0.5	P 19.6
	8	1.8	0.3	2.9		2.6	0.7	0.5	P 19.1
	9	1.6	0.2	3.3		2.8	1.1	0.4	P 18.0
	10	1.5	0.1	3.3		2.9	1.8	0.4	-
	11 *	1.3	0.2	3.5		2.7	1.7	0.2	-
	12	1.3	1.0	2.5	*	2.7	1.9	0.1	-
2008. 1	P 1.6	0.9	1.3		2.7	2.0	P 0.2	P 0.4	-

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし、ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。

2 貸出金には金融機関貸付金，コールローンは含まない。

3 農協には共済貸付金・農林公庫（貸付金）を含まない。

4 07年10月以降、ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。